

愛知県芸術劇場等運営等事業
公共施設等運営権実施契約書（案）

2025 年 3 月

愛知県

【事業者】

愛知県芸術劇場等運営等事業
公共施設等運営権実施契約書

第1 事業名

愛知県芸術劇場等運営等事業（以下「本事業」という。）

第2 対象施設の概要

1 本施設

愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第1条第2項に掲げる芸術文化の振興及び普及を図るための施設として、名古屋市東区に設置されている愛知芸術文化センターのうち、第三者が区分所有する地下3・4階駐車場を除く施設（以下「本施設」という。）

2 運営権設定対象施設

本施設のうち、愛知県美術館及びアートライブラリー（地下1階）を除く施設（以下「運営権設定対象施設」という。）。運営権設定対象施設の詳細は、別添（図面）において示す。

3 本施設の場所

名古屋市東区東桜一丁目13番2号

4 本施設の構成

- (1) 愛知県芸術劇場
- (2) 愛知県美術館
- (3) アートスペース・アートプラザ等
- (4) 共通スペース（フォーラム・展望回廊等）
- (5) 飲食施設等
- (6) 駐車場・駐輪場
- (7) その他本施設に係る施設

(上記(1)から(7)までについては、別添(図面)のとおり。)

第3 公共施設等運営権の概要

1 運営権の存続期間

令和●年●月●日から令和24年3月31日まで(ただし、以下に定義する実施契約に基づき運営権の存続期間の延長にかかる合意がなされた場合は、当該合意により定められた日までとする。)

2 運営権対価の金額及び支払期限

運営権対価の金額は、●円(うち取引に係る消費税等の額●円)とし、【運営開始予定日(運営開始日が運営開始予定日より遅延する場合は、運営開始日)の前営業日を支払期限とする。／別紙9(運営権対価の支払方法)に定める支払時期により支払う。】¹

第4 本事業の内容

- (1) 統括管理業務
- (2) 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務
- (3) 愛知県芸術劇場の運営業務
- (4) 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務
- (5) 運営事業開始準備業務
- (6) 事業者が任意で行う業務
- (7) その他実施契約及び要求水準書に規定される業務

上記の事業について、愛知県(以下「県」という。)と●●(以下「事業者」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

¹ 運営権対価に関する規定の要否・内容は事業者の提案を踏まえ調整する。

実施契約の証として、本書 2 通を作成し、県及び事業者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

県
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県
知事 大村 秀章

事業者
●●
事業者 ●●
代表取締役 ●●

目 次

第 1 章	総 則 ……………	1
第 1 条	(用語の解釈) ……	1
第 2 条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重) ……	1
第 3 条	(実施契約) ……	1
第 4 条	(本事業の実施) ……	1
第 5 条	(県の実施業務) ……	2
第 6 条	(運営業務の収入) ……	2
第 7 条	(資金調達) ……	2
第 8 条	(公租公課の負担) ……	3
第 2 章	本事業実施の準備 ……………	3
第 1 節	実施体制及び本事業の準備 ……	3
第 9 条	(運営事業開始準備業務の実施に係る準備) ……	3
第 10 条	(統括管理業務及び運営・維持管理業務の実施に係る準備) ……	3
第 11 条	(任意事業に係る業務の実施に係る準備) ……	4
第 12 条	(ガバナンス実施計画書) ……	4
第 2 節	必要な契約等の締結 ……	5
第 13 条	(必要な契約の締結) ……	5
第 14 条	(事業者による許認可等の取得) ……	5
第 15 条	(県による許認可等の取得) ……	6
第 3 章	適正業務の確保 ……………	6
第 16 条	(要求水準を満たす業務の実施) ……	6
第 17 条	(ガバナンス体制の構築) ……	6
第 18 条	(統括管理業務及び統括管理責任者の変更) ……	7
第 19 条	(財務情報の報告) ……	7
第 20 条	(県による指示等) ……	7
第 21 条	(セルフモニタリング) ……	8
第 22 条	(県による実績評価) ……	8
第 23 条	(ガバナンス基本計画等の変更) ……	8
第 24 条	(要求水準の変更) ……	9
第 25 条	(実施契約終了時のモニタリング) ……	10
第 4 章	運営・維持管理業務 ……………	10
第 1 節	公共施設等運営権 ……	10

第 26 条	(公共施設等運営権の設定及び効力発生)	10
第 27 条	(運営権対価の支払及び返還)	11
第 2 節	指定管理	12
第 28 条	(指定管理者の指定)	12
第 3 節	運営権設定対象施設	13
第 29 条	(運営権設定対象施設の引渡し)	13
第 30 条	(運営権設定対象施設の一部貸付)	13
第 4 節	運営・維持管理業務の実施	13
第 31 条	(運営・維持管理業務の実施)	13
第 32 条	(運営権設定対象施設の更新投資)	14
第 33 条	(県による運営権設定対象施設の更新投資)	14
第 34 条	(運営権設定対象施設以外の追加投資等)	15
第 35 条	(中長期修繕計画書に基づく修繕業務)	15
第 36 条	(設備、備品等の調達及び保守管理)	16
第 37 条	(運営・維持管理業務責任者)	16
第 38 条	(運営・維持管理業務の業務計画書)	16
第 39 条	(運営・維持管理業務の業務報告書)	16
第 5 章	任意事業	16
第 40 条	(事業者が任意で行う事業)	16
第 41 条	(任意事業の変更及び終了)	17
第 6 章	表明保証及び誓約	17
第 42 条	(事業者による表明及び保証)	17
第 43 条	(事業者による誓約事項)	18
第 44 条	(事業者の株式)	19
第 45 条	(契約上の地位譲渡)	20
第 46 条	(運営権の譲渡等)	21
第 47 条	(事業者の兼業禁止等)	21
第 7 章	責任及び損害等の分担	22
第 1 節	責任及び損害等の分担原則	22
第 48 条	(責任及び損害等の分担原則)	22
第 49 条	(政策変更)	22
第 50 条	(法令改正)	23
第 51 条	(税制改正)	23

第 52 条	(不可抗力)	24
第 53 条	(損害賠償責任)	25
第 2 節	政策的支援等	25
第 54 条	(収支計画等)	25
第 55 条	(実績収入等)	26
第 56 条	(利用料金の変更)	26
第 57 条	(計画収入額と実収入額の差額還元)	26
第 58 条	(計画収入額と実収入額の差額補償)	26
第 8 章	実施契約の終了及び終了に伴う措置	27
第 1 節	実施契約の終了	27
第 59 条	(事業期間)	27
第 60 条	(事業者事由による解除)	27
第 61 条	(県の任意による解除、県事由による解除)	28
第 62 条	(法令改正・不可抗力による解除)	28
第 2 節	実施契約の終了に伴う措置	29
第 63 条	(運営権及び指定管理者の指定の取消し)	29
第 64 条	(事業終了時の引継ぎ等)	29
第 65 条	(利用料金の引継ぎ等)	29
第 66 条	(運営権設定対象施設の引渡し及び更新投資の対象部分に係る補償)	29
第 67 条	(契約終了による事業者所有資産の取扱い)	30
第 68 条	(違約金等)	31
第 69 条	(損失補償)	31
第 70 条	(事業終了後の解散及び債務引受)	32
第 9 章	知的財産権	32
第 71 条	(著作権の帰属)	32
第 72 条	(成果物の利用)	32
第 73 条	(著作権等の譲渡禁止)	33
第 74 条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	33
第 75 条	(第三者の知的財産権等の侵害)	34
第 76 条	(知的財産権の対象技術の使用)	34
第 10 章	雑 則	34
第 77 条	(秘密保持義務)	34
第 78 条	(金融機関等との協議)	35

第 79 条	(遅延利息)	35
第 80 条	(契約の変更)	36
第 81 条	(準拠法・管轄裁判所)	36
第 82 条	(通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等)	36
第 83 条	(疑義に関する協議)	36

別添 図面

別紙 1	定義集
別紙 2	業務委託請負先
別紙 3	要求水準等未充足時の措置
別紙 4	ガバナンス基本計画
別紙 5	ガバナンス体制
別紙 6	本施設の利用調整ルール
別紙 7	運営費用県負担額に係る支払方法
別紙 8	物価変動に基づく運営費用県負担額の改定
別紙 9	運営権対価の支払方法
別紙 10	オーブンブック及びコストプラスフィー方式実施細則

第1章 総 則

第1条 (用語の解釈)

- 1 実施契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 2 実施契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、実施契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 実施契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が実施契約に適用される。

第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 実施契約の締結及びその履行に際し、次の各号に掲げる事項の実現に向けて、県は、本事業が民間企業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者は、本事業が高度の公共性及び公益性を有することを、それぞれ十分理解しその趣旨を尊重する。
 - (1) 愛知県芸術劇場のブランドイメージやプレゼンスの向上
 - (2) 愛知芸術文化センターの利用者層の拡大、賑わいの創出
 - (3) 利用者サービスの更なる向上
- 2 事業者は、本事業内容の詳細について、社会情勢の変化その他の本事業に係る外在的及び内在的な事情の変化を踏まえ、県の請求に応じて県と緊密に協議し、必要に応じて随時見直すことに合意する。なお、事業者は、本項に基づく協議が必要と自ら認める場合は、県に対して協議を求めることができる。

第3条 (実施契約)

- 1 実施契約は、要求水準書、募集要項等及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも実施契約の一部を構成する。実施契約の規定に基づき、県と事業者の間で別途締結される契約は、いずれも実施契約の一部を構成する。
- 2 実施契約、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。

第4条 (本事業の実施)

- 1 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務
 - (3) 愛知県芸術劇場の運営業務

- (4) 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務
 - (5) 運営事業開始準備業務
 - (6) 事業者が任意で行う業務
 - (7) その他実施契約及び要求水準書に規定される業務
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。
 - 3 事業者は、本事業を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守しなければならない。

第5条 (県の実施業務)

- 1 県は、実施契約、要求水準書及び募集要項等に従い、本事業の実施に必要な業務を実施する。
- 2 県は、前項に規定する業務の実施に要する費用を負担する。

第6条 (運営業務の収入)

- 1 事業者は、運営権設定対象施設に係る運営業務を実施するにあたり、次項に規定する施設設置管理条例に基づき、又は事業提案書に基づき県と協議して、利用料金を設定又は変更の上、運営権設定対象施設の利用者（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収することができる。利用者から徴収した利用料金その他実施契約及び運営権に基づき事業者が実施する当該運営業務による運営収入は、全て事業者の収入とする。
- 2 事業者による徴収した利用料金の還付並びに利用料金の全部又は一部の免除及びその徴収の延期は、施設設置管理条例の定めに従うものとする。

第7条 (資金調達)

- 1 本事業の実施に関する一切の費用（第 5 条（県の実施業務）に従い県が負担する費用を除く。）は、別紙 7（運営費用県負担額に係る支払方法）に従い県が事業者に対して運営費用県負担額を支払うほか、実施契約で別段の定めがある場合を除き、全て事業者が負担し、本事業の実施に要する事業者の資金調達は全て事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、前項に定める資金調達に係る金利変動による追加費用が生じた場合は、当該追加費用を負担する。
- 3 県又は事業者は、第 1 項に定める県が事業者に対して支払義務を負う運営費用については、事業期間内で実施契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に日本国内における貸金水準又は物価水準の変動により運営費用県負担額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して費用の負担について、別紙 8（物価変動に基づく運営費用県負担額の改定）に基づき、協議を請求することができる。

第8条 （公租公課の負担）

- 1 事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、実施契約に関連して事業者が生じる一切の租税を負担する。
- 【2 事業者は、県に対し、実施契約の定めるところにより、運営権対価に係る消費税等の支払債務を負担する。】

第2章 本事業実施の準備

第1節 実施体制及び本事業の準備

第9条 （運営事業開始準備業務の実施に係る準備）

- 1 事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、運営事業開始準備業務を実施しなければならない。事業者は、別途県との間における合意に従い、要求水準書等に示す本事業に関連する契約を引き継ぐものとする¹。また、事業者は、要求水準書に定めるところにより、運営事業開始準備業務期間中に予約申込者から予約金を収受することができる。
- 2 事業者は、要求水準書等に基づき、運営事業開始準備業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙 4（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「運営事業開始準備業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認を受けなければならない。県は、運営事業開始準備業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 3 事業者が、前項に基づき県の確認を受けた運営事業開始準備業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて協議する。県は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、運営事業開始準備業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等又はガバナンス基本計画と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第10条 （統括管理業務及び運営・維持管理業務の実施に係る準備）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、統括管理業務及び運営・維持管理業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙 4（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「運営・維持管理業務等に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認を受けなければならない。県は、運営・維持管理業務等に係る計画

¹ 県からの引継対象となる契約については、事業者提案に従い協議する。

書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

- 2 事業者が、前項に基づき県の確認を受けた運営・維持管理業務等に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて協議する。県は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、運営・維持管理業務等に係る計画書等の変更内容が要求水準書等又はガバナンス基本計画と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第11条（任意事業に係る業務の実施に係る準備）

- 1 事業者は、第40条（事業者が任意で行う事業）第1項に基づく県の事前の書面による承諾を得て任意事業を行う場合には、県との間で任意事業に係る協定書（以下「任意事業協定書」という。）を締結し、かつ、第23条（ガバナンス基本計画等の変更）第2項に基づきガバナンス実施計画書を変更の上、実施契約、要求水準書、募集要項等、第40条（事業者が任意で行う事業）第1項に基づく提案及び県の事前の書面による承諾、任意事業協定書に基づき、当該任意事業の実施に関連して、所定の期限までに、別紙4（ガバナンス基本計画）に基づき必要となる書面（以下「任意事業に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認を受けなければならない。県は、任意事業に係る計画書等が実施契約、要求水準書、募集要項等、第40条（事業者が任意で行う事業）第1項に基づく提案若しくは県の事前の書面による承諾、任意事業協定書又はガバナンス基本計画と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、実施契約締結後第40条（事業者が任意で行う事業）第1項に基づく県の事前の書面による承諾を得た任意事業の終了日又は運営権設定対象施設に係る運営権が終了（存続期間の満了による終了を含む。）する日までの間に、任意事業に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて協議する。県は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、任意事業に係る計画書等の変更内容が実施契約、要求水準書、募集要項等、第40条（事業者が任意で行う事業）第1項に基づく提案若しくは県の事前の書面による承諾、任意事業協定書又はガバナンス基本計画と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第12条（ガバナンス実施計画書）

事業者は、実施契約締結後速やかに、要求水準書及び別紙4（ガバナンス基本計画）に従い、本事業の実施に関するガバナンス実施計画書案を作成して県に提出しなければならない。県及び事業者は、運営開始日までに、当該ガバナンス実施計画書案につき協議の上、ガバナンス実施計画書を合意する。

第2節 必要な契約等の締結

第13条 （必要な契約の締結）

- 1 事業者は、本事業に係る各業務のうち別紙 2（業務委託請負先）において事業提案書に基づき「選定済」と記した業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを県に提出する。
- 2 事業者は、本事業に係る各業務のうち別紙 2（業務委託請負先）において事業提案書に基づき「選定予定」と記した業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、県の承諾を得た上で、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを県に提出する。
- 3 事業者は、前二項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとし、受託者又は請負者をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせないものとする。

第14条 （事業者による許認可等の取得）

- 1 実施契約に別段の定めがあるものを除き、実施契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可等は、事業者が自らの責任及び費用負担により取得して維持し、事業者が実施契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出又は報告は、事業者がその責任において作成して提出する。ただし、県は、県が許認可等の取得又は届出若しくは報告をする必要がある場合には自ら必要な措置を講じ、また、事業者は、県が当該措置について事業者の協力を求めた場合にはこれに応じる。
- 2 事業者は、前項ただし書に定める場合を除き、本事業の履行に必要な許認可等の取得、承継又は維持に関する責任及び費用（許認可等取得の遅延から生じる追加費用を含む。）を負担し、その遅延が県の責めに帰すべき事由による場合には、県がその責任及び損害を負担する。
- 3 県は、事業者が県に対して書面により要請した場合、事業者による許認可等の取得又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 事業者は、実施契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可等の原本を保管し、県の要請があった場合には原本を提示し又は原本証明付きの写しを県

に提出する。

第15条（県による許認可等の取得）

- 1 県は、本事業を実施するために必要となる許認可等又は届出若しくは報告のうち次に掲げる許認可等その他県が必要と認める許認可又は届出若しくは報告につき、本事業の事業期間中、自らの責任及び費用負担において維持し、又は作成して提出する。ただし、県が要求水準書等に従い許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について事業者の協力を求めた場合には、事業者は、自らの責任及び費用負担においてこれに応じる。
 - (1) 都市公園法第5条に基づく公園施設設置許可
 - (2) 電波法第6条に基づく無線局免許
 - (3) 道路法第32条に基づく道路占用許可
- 2 前項に定める許認可等の取得又は維持に関して許認可権者から条件が付された場合、県は、当該条件のうち、本事業の実施に関して必要と認めるものについて事業者に通知するものとし、事業者は、これを遵守しなければならない。

第3章 適正業務の確保

第16条（要求水準を満たす業務の実施）

事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等及びガバナンス基本計画に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

第17条（ガバナンス体制の構築）

- 1 県及び事業者は、本事業期間中の円滑な遂行の実現を目的として、要求水準書及び別紙 4（ガバナンス基本計画）の定めに従い、ガバナンスを実施する。そのために別紙 5（ガバナンス体制）の定めに従い、ガバナンス体制を構築する。具体的には、協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書を締結の上、会議体及び第三者機関を設置し、これらを運営する。また、県及び事業者双方は必要に応じて、ファシリテーターを活用することができる。
- 2 県及び事業者は、本事業期間中にわたり相互の信頼関係を構築して、円滑な業務の目的の遂行に努め、事業の目的を実現するように努めるものとする。
- 3 本事業が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適切かつ確実に遂行されているか否かを確認するための県及び事業者によるモニタリングの体制、方法その他の事項は、別紙 4（ガバナンス基本計画）並びにガバナンス実施計画書の定めによる。

- 4 県及び事業者は、別紙 10（オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則）の規定に従い、運営・維持管理業務に係るオープンブック方式の実施体制を整備する。
- 5 運営・維持管理業務に係る費用の算定及び支払に関する透明性を確保するため、事業者は、県に対し、別紙 10（オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則）の規定に従い、運営・維持管理業務に係る費用に関する情報を開示するものとする。

第18条（統括管理業務及び統括管理責任者の変更）

- 1 事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、統括管理業務を実施する。
- 2 事業者は、統括管理業務を自ら実施するものとし、第三者に統括管理業務の実施を委託し又は請け負わせてはならない。
- 3 県は、事業期間中において、統括管理責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、統括管理責任者の変更を要請することができる。
- 4 事業者は、前項に規定する要請を受けたときは、14 日以内に新たな統括管理責任者を選出し、県に届け出なければならない。
- 5 事業者は、事業期間中において、やむを得ない事由により、統括管理責任者を変更する必要があるとき、県の承諾を得た上で、統括管理責任者を変更することができる。

第19条（財務情報の報告）

- 1 事業者は、別紙 4（ガバナンス基本計画）の定めに従い、事業者の財務諸表その他本事業の財務情報を、県に報告し、また、事業者のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 事業者は、事業期間中、本事業の財務情報に関し県が必要と認めて（県の公有財産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項について、遅滞なく県に報告しなければならない。

第20条（県による指示等）

- 1 前条（財務情報の開示）の定めにかかわらず、県は、PFI 法第 28 条に基づき、事業者による本事業の適正を期するため、事業者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項の県の調査又は指示に従うことにより事業者に費用が発生する場合、かか

る費用は事業者の負担とする。

第21条（セルフモニタリング）

事業者は、別紙 4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書に従い、セルフモニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに又は県の請求に従って随時、県に提出するものとする。

第22条（県による実績評価）

- 1 県は、前条（セルフモニタリング）に基づき提出された書類に基づき、並びに別紙 4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、当該各業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認し、事業者は、別紙 4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、かかる確認に必要な協力を行う。
- 2 県は、前条（セルフモニタリング）及び前項のモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙 4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、事業者に対し、業務改善について協議を求めることができる。この場合、県と事業者は誠実に協議し、事業者は、その協議内容に従って、業務改善のための必要な措置を講ずる。
- 3 前項に加え、県は、前条（セルフモニタリング）及び第 1 項のモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙 4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、事業者に対して注意、是正指導、是正勧告、業務実施企業の変更請求等を行うとともに、ペナルティポイントの付与及び違約金の支払の請求を行うことができる。

第23条（ガバナンス基本計画等の変更）

- 1 県は、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、合理的な理由がある場合には、別紙 4（ガバナンス基本計画）を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 2 県は、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、要求水準が変更された場合、県の事由により本事業の業務内容の変更が必要な場合、その他本事業の業務内容の変更が特に必要と認められる場合には、ガバナンス実施計画書を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 3 県及び事業者は、実施契約が変更された場合、必要に応じてガバナンス実施計

画書を変更する。

- 4 第 1 項の別紙 4（ガバナンス基本計画）の変更又は前二項のガバナンス実施計画書の変更が県の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う追加費用については県の負担とする。
- 5 第 1 項の別紙 4（ガバナンス基本計画）の変更又は第 2 項若しくは第 3 項のガバナンス実施計画書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により行われた場合（事業者が第 40 条（事業者が任意で行う事業）第 1 項に基づく県の事前の書面による承諾を得て任意事業を行う場合を含む。）には、実施契約に別段の定めがある場合を除き、これに伴う追加費用については事業者の負担とする。
- 6 第 1 項の別紙 4（ガバナンス基本計画）の変更又は第 2 項若しくは第 3 項のガバナンス実施計画書の変更が県又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により行われた場合には、実施契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は、かかる変更に伴い自らに発生した全ての増加費用について、一時的な支払等を行うものとする。また、県及び事業者は、かかる変更に伴い事業者に発生した合理的な増加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する。
- 7 第 1 項の別紙 4（ガバナンス基本計画）の変更又は第 2 項若しくは第 3 項のガバナンス実施計画書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。
- 8 第 1 項の別紙 4（ガバナンス基本計画）の変更又は第 2 項若しくは第 3 項のガバナンス実施計画書の変更は、書面をもって行う。

第24条（要求水準の変更）

- 1 法令等の改正により要求水準の変更が必要となった場合、県の事由により業務内容の変更が必要な場合その他本事業の内容の変更が特に必要と認められる場合には、県は、要求水準書を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 2 前項の要求水準書の変更に伴う追加費用の負担は、かかる要求水準書の変更が①国及び地方公共団体による政策が変更され又は決定されたことによる場合は第 49 条（政策変更）に従い、②法令等が改正され又は制定されたことによる場合は第 50 条（法令改正）に従い、③税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第 51 条（税制改正）に従い、④不可抗力による場合は、第 52 条（不可抗力）に従うものとし、⑤前記①から④以外の場合であって、県の事由による場合は県が、事業者の事由による場合は事業者が、それぞれ負担するものとする。
- 3 本条に基づく要求水準書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。ただし、要求水準書に規定する事業者か

らの改善提案等に起因して事業者の費用が減少したと県が認める場合には、当該費用相当額については事業者の帰属とする。

- 4 本条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行うものとする。

第25条（実施契約終了時のモニタリング）

- 1 県及び事業者は、別紙 4（ガバナンス基本計画）並びにガバナンス実施計画書の定めに従って、事業期間満了後の本事業に係る資産の取扱いについて、協議を行うものとする。
- 2 事業者は、事業期間の満了する日の 1 年前までを目処として合理的な時期に、本事業に係る施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を、県に報告し、県の確認を受けるものとする。県及び事業者は、かかる確認内容に基づき、必要に応じて事業期間満了後の本事業に係る資産の取扱いについて協議する。
- 3 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時までに、前二項の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき本事業に係る施設及び設備の修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、県の確認等を受ける。
- 4 事業者は、別紙 4（ガバナンス基本計画）に定める書類を事業期間満了時に県に提出し、県の確認を受けるものとする。

第 4 章 運営・維持管理業務

第 1 節 公共施設等運営権

第26条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）

- 1 県は、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、運営権設定対象施設に、事業者が運営権設定対象施設に係る運営業務を実施するための運営権を設定する。次に掲げる条件の全部が成就し運営権が設定された場合、県は、事業者に対し、運営権設定書を交付する。
 - (1) 施設設置管理条例が施行されること。
 - (2) 運営権の設定に係る PFI 法第 19 条第 4 項に定める県の議会の議決を経ていくこと。
 - (3) 要求水準書等に基づき、運営権設定対象施設に係る本事業の開始に向けた手続が円滑に進捗していること。
- 2 運営権設定対象施設に設定された運営権は、運営開始予定日に効力を発生するものとする。ただし、次に掲げる条件の全部又は一部が満たされなかった場合（県が充足しないことを認めた条件を除く。）、県は運営権の効力発生を延期す

ることができる（本項に基づき運営権の効力が発生した日を以下「運営開始日」という。）。

- (1) 【運営権対価及びこれに係る消費税等が支払われたこと。】
 - (2) 第 14 条（事業者による許認可等の取得）に定める事業者が本事業の実施を開始するために必要となる許認可等の取得及び維持を行い又は届出及び報告を完了していること。
 - (3) 第 10 条（統括管理業務及び運営・維持管理業務の実施に係る準備）に定める運営・維持管理業務等に係る計画書等が県に提出され、県の確認を受けていること。
 - (4) 第 12 条（ガバナンス実施計画書）に定めるガバナンス実施計画書案が県に提出され、ガバナンス実施計画書につき県と事業者が合意していること。
 - (5) 第 13 条（必要な契約の締結）に定める事業者と別紙 2（業務委託請負先）に定める構成企業及び協力企業のうち、本事業の実施を開始するために必要な範囲の構成企業及び協力企業との間で各業務に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等が締結され、当該契約書又は覚書等の写し等、各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面が県に提出されていること。
 - (6) 第 43 条（事業者による誓約事項）に定める各書類が県に提出されていること。
 - (7) 第 78 条（金融機関等との協議）に定める県と金融機関等との間の協定書が締結されていること。
 - (8) 基本協定書第 3 条（事業予定者の設立）第 2 項、第 4 条（株式の譲渡）第 6 項及び第 5 条（実施契約の締結）第 3 項に定める出資者保証書が県に提出されていること。
 - (9) 事業者が実施契約に対する重大な義務違反がないこと。
- 3 前二項の定めに従い運営権が設定され、その効力が発生した場合には、当該効力発生時点における運営権設定対象施設の運営等に関する権利及び責任は県から事業者に移転する。また、当該効力発生後直ちに、県は事業者に対して運営権の効力発生を証する書面を交付する。
- 4 運営権の存続期間は、運営開始日から実施契約冒頭第 3 の 1 に定める存続期間の満了日までとする。
- 5 事業者は、第 1 項に基づく運営権の設定後、自らの費用により、PFI 法第 27 条に基づく運営権の登録に必要な手続がある場合にはこれを行うものとし、県はこれに協力するものとする。

第27条（運営権対価の支払及び返還）

- 1 事業者は、運営権対価を、【運営開始予定日（運営開始日が運営開始予定日より

りも遅延する場合は、運営開始日)の前営業日までに支払う。／別紙 9 (運営権対価の支払方法)に定める支払時期により支払う。】

- 2 前項に基づく運営権対価が支払期限までに支払われなかった場合、事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、当該遅延期間に応じ第 79 条 (遅延利息)に規定される遅延利息を県に支払わなければならない。
- 3 県が事業者から運営権対価を受領した後、運営権の効力が発生しないまま実施契約が解除された場合、県が事業者から受領した運営権対価相当額を、県は事業者に対し返還するものとする。また、運営開始日以降において、全部又は一部の運営権が存続期間の満了日より前に取り消された場合、次の各号のいずれか小さい金額を、県は事業者に対し返還するものとする。ただし、これらの返還額に利息等は付さないものとし、かつ、第 60 条 (事業者事由による解除) 第 1 項の規定により実施契約が解除された場合には、県は、事業者が第 68 条 (違約金等)に基づく違約金の支払及び損害の賠償義務を全て履行しない限り、かかる返還を要さない。また、県が事業者に対する金銭債権を有している場合には、対当額において相殺することを妨げない。
 - (1) 当該取り消された運営権について、県が事業者から受領した運営権対価を、取り消された運営権の運営開始日 (同日を含む。) からその存続期間の満了日 (同日を含む。) までの総日数で均等割付配分した金額に、残存期間 (取り消された対象運営権の取消しの効力発生日の翌日から当該取り消された対象運営権の存続期間の満了日 (同日を含む。) までの期間をいう。) の日数を乗じて得られる金額
 - (2) 事業提案書における収支計画に基づく当該取り消された運営権に係る運営権対価減価償却費の当該取消時点の残額

第 2 節 指定管理

第28条 (指定管理者の指定)

- 1 県は、施設設置管理条例第●条に基づき、事業者を運営権設定対象施設に係る指定管理者に指定し、運営開始日以降、運営権設定対象施設について施設設置管理条例第●条各号の業務を行わせる。
- 2 事業者は、法令等及び実施契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

第3節 運営権設定対象施設

第29条（運営権設定対象施設の引渡し）

- 1 事業者は、運営開始予定日（運営開始日が運営開始予定日より遅延する場合は、運営開始日）において、県から運営権設定対象施設の引き渡しを受ける。
- 2 県が運営開始予定日に運営権設定対象施設を事業者に引き渡すことができなかったことその他の事由により、運営権設定対象施設の引渡しの遅延により運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合、県及び事業者は、協議により運営権の存続期間【及び運営権対価】を見直すことができる。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合は、この限りではない。
- 3 第1項に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき、引渡前に既に存在していた契約不適合があるときは、当該引渡日から1年以内に事業者が県に通知した場合については、県は修補等により生じた費用を負担するものとする。
- 4 前項により通知されたものを除き、第1項に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき契約不適合があった場合、県は事業者に対して一切責任を負わない。

第30条（運営権設定対象施設の一部貸付）

- 1 事業者は、本事業の実施にあたり、法令等の範囲内において、運営権設定対象施設の一部（以下「貸借部分」という。）を第三者に貸し付けることができる。
- 2 県と事業者は、貸借部分について、法令等の範囲内において、別途県が指定する様式による公有財産貸付契約を締結し、事業者に対して引き渡す。
- 3 事業者は、貸借部分について県から引渡しを受けた後、事業期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって貸借部分の管理を行うものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により貸借部分を第三者に貸し付ける場合には、事前に県に貸し付けの相手方について通知し、第三者への貸付日までに賃貸借契約を締結し、当該契約の写しを県に提出しなければならない。
- 5 前各項に定める場合の他、県は、事業者に運営権設定対象施設の一部を占有して使用させるために必要と認める場合には、当該部分について、法令等の範囲内において、事業者の使用を許可し又は貸し付けることができる。

第4節 運営・維持管理業務の実施

第31条（運営・維持管理業務の実施）

- 1 事業者は、事業期間中、実施契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書

等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、運営・維持管理業務を実施しなければならない。

- 2 事業者は、事業期間中、運営・維持管理業務の実施にあたり、指定管理者として運営権設定対象施設を管理し、運営権設定対象施設について、施設設置管理条例第●条各号の業務を行う。
- 3 事業者は、本施設の利用にあたっては、別紙 6（本施設の利用調整ルール）に定める方法に従うものとする。

第32条（運営権設定対象施設の更新投資）

- 1 事業者は、要求水準を充足する限り、事前に県の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、運営権設定対象施設について、そのサービス向上及び収益性の改善・確保に資する更新投資（要求水準書において使用される意味を有するものとする。以下同じ。）を実施することができる。
- 2 事業者は、前項に定める更新投資を行った場合、更新投資の完了後速やかに、当該更新投資に関する情報を県に対して報告するとともに、必要に応じて県の立会確認を受けるものとする。
- 3 第 1 項に基づく更新投資の対象部分は、更新投資の完了後、当然に県の所有に属するものとし、運営権設定対象施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶものとする（ただし、法令等上、当該更新投資の対象部分に当初運営権が及ばないと解される場合には、県及び事業者は、協議の上、合意により、当該更新投資の対象部分への運営権の設定その他の当該更新投資の対象部分を本事業のために使用するために合理的に必要な措置を講ずる。）。
- 4 県は、必要と認める場合は、事業者に対して、第 2 項の報告に加え、県公有財産台帳等に記載するために必要な情報を追加的に開示するよう求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

第33条（県による運営権設定対象施設の更新投資）

- 1 県は、必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により運営権設定対象施設に係る更新投資を行うことができ、事業者はかかる更新に最大限協力しなければならない。なお、当該更新投資の対象部分及び更新投資の対象部分は、当然に運営権設定対象施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶものとする（ただし、法令等上、当該更新投資の対象部分又は新規投資の対象部分に当初運営権が及ばないと解される場合には、県及び事業者は、協議の上、合意により、当該更新投資の対象部分又は新規投資の対象部分への運営権の設定その他の当該更新投資の対象部分又は新規投資の対象部分を本事業のために使用するために合理的に必要な措置を講ずる。）。
- 2 県は、前項の規定による更新投資を行う場合は、事前に事業者の了解を得るも

のとする。

- 3 第 1 項に基づき行われる更新投資の内容が、事業者に著しい増加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合には、事前に県と事業者が協議し、合意した上で実施する。この際、県は、必要と認める場合には、協議により実施契約の変更を行うことができる。

第34条（運営権設定対象施設以外の追加投資等）

- 1 事業者は、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施のために運営権設定対象施設以外の設備又は什器備品（以下「運営権対象外施設」という。）について、運営権設定対象施設に支障がない範囲において、追加投資及び更新投資を行うことができる。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき、運営権対象外施設の追加投資又は更新投資を行う場合は、事前に、当該追加投資又は更新投資に関する情報（追加投資又は更新投資の内容・費用等）を県に対して通知する。
- 3 第 1 項に基づき事業者が追加投資又は更新投資を行った運営権対象外施設は、事業者の所有物とする。
- 4 事業者は、運営権対象外施設に含まれる設備又は什器備品の利用料金を定めるにあたっては、運営権設定対象施設に含まれる設備及び備品に係る利用料金と不合理な差異が生じることがないように配慮するものとする。
- 5 第 1 項の場合において県が請求した場合、事業者は、自ら、当該施設の完成前までに、当該施設について県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結するものとする（同契約における当該施設の売買価格は時価又は簿価とする。）。

第35条（中長期修繕計画書に基づく修繕業務）

- 1 県及び事業者は、中長期修繕計画の案について協議の上、運営事業開始準備業務期間中に合意により、中長期修繕計画を定めるものとする。なお、県及び事業者は、上記により定められた中長期修繕計画は、策定から 1 年経過後、協議の上、合意により変更できるものとする。
- 2 事業者は、募集要項及び要求水準書並びに前項に定める中長期修繕計画に従って、修繕業務を行うものとする。
- 3 修繕業務の費用の負担は、中長期修繕計画に定めるところによる。ただし、中長期修繕計画に定めがないものは、事業者の負担とする。また、第 1 項なお書きに規定する中長期修繕計画の変更により、追加費用が発生する場合において、修繕業務の費用が当初定められた中長期修繕計画時点の金額を超過し、かつ、別紙 7（運営費用県負担額に係る支払方法）に記載の金額を超過する場合には、県と事業者は、協議の上、合意により追加費用の負担を決定する。さらに、募集要項

等及び要求水準書により事業者が予見できず、かつ、その増加費用の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかったと県が認める場合には、当該増加費用は、県の負担とする。

第36条（設備、備品等の調達及び保守管理）

事業者は、要求水準書に従い、設備、備品等の調達及び保守管理を行うものとする。

第37条（運営・維持管理業務責任者）

事業者は、要求水準書に従い、各業務の業務責任者をそれぞれ定め、運営・維持管理業務の開始までに、県に届け出なければならない。各業務の業務責任者を変更するときも同様とする。

第38条（運営・維持管理業務の業務計画書）

- 1 事業者は、要求水準書に従い、運営・維持管理業務に関し、運営・維持管理業務の開始日から事業期間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年度業務計画書を作成して県に提出し、県の確認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を県に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を県に提出し、県の承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、前二項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、運営・維持管理業務を実施しなければならない。

第39条（運営・維持管理業務の業務報告書）

事業者は、運営・維持管理業務の履行状況等について、要求水準書に従い、業務報告書を県に提出しなければならない。

第5章 任意事業

第40条（事業者が任意で行う事業）

- 1 事業者は、事業提案書の記載にかかわらず、任意事業を行うことを県に提案することができ、県の事前の書面による承諾を得た場合には、当該承諾を得た任意事業の終了日又は運営権設定対象施設に係る運営権が終了（存続期間の満了による終了を含む。）する日まで、法令等を遵守して、当該任意事業を行うことができるものとする。
- 2 事業者は、前項に基づき県の事前の書面による承諾を得た任意事業に係る一切の責任及び費用を負担し、また当該任意事業により得られた収入を収受すること

ができるものとする。

第41条（任意事業の変更及び終了）

- 1 事業者は、前条（事業者が任意で行う事業）第1項に基づく県の事前の書面による承諾を得た日以降の社会情勢の変化又は任意事業の実施に経済的合理性が認められない等のやむを得ない事情がある場合は、当該承諾を得た任意事業の内容の変更又は終了を県に提案することができる。
- 2 前項の場合、事業者と県は、協議の上、合意により、任意事業の内容の変更又は終了を行う。県及び事業者は、かかる任意事業の内容の変更又は終了に関し、合理的な理由なくして合意の留保、遅延又は拒否をしないものとする。なお、任意事業の変更又は終了に必要な許認可等は事業者の責任及び費用負担において取得するものとする。

第6章 表明保証及び誓約

第42条（事業者による表明及び保証）

事業者は、実施契約の締結日現在において、県に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 事業者は、実施契約を締結し、履行する完全な能力を有し、実施契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
- (3) 事業者が実施契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること。
- (4) 本事業を実施するために必要な事業者の能力又は実施契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、事業者に対して係属しておらず、事業者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 実施契約の締結及び実施契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 事業者の資本金と資本準備金の合計額は●円であること。

- (8) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定めがあること。
- (9) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
- (10) PFI 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

第43条（事業者による誓約事項）

- 1 事業者は、実施契約の締結後速やかに（契約書については当該契約書の調印後速やかに）次の各号に掲げる各書類の写しを県に対して提出し、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、事業者について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを県に提出しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 履歴事項全部証明書
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書
 - イ 本事業に関する事業者に対する融資等に係る契約書
 - ロ 事業者が保有する資産及び事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
 - ハ 実施契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書
- 2 事業者は、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、法令等及び実施契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
 - (2) 事業者は、実施契約を締結し履行する完全な能力を有し、実施契約上の事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
 - (3) 事業者が実施契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
 - (4) 実施契約の締結及び実施契約に基づく義務の履行が、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。
 - (5) 事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
 - (6) 事業者は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準

備金の合計額を●円以上に維持すること。

- (7) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定めを置くこと。
 - (8) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。
- 3 事業者は、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、県の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
 - (2) 議決権株式の発行
 - (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

第44条（事業者の株式）

- 1 事業者が議決権付株式又は完全無議決権株式を発行する場合、当該株式の発行を受ける者及びその譲受人は、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。ただし、次に掲げる全ての条件を満たす者への譲渡後に、譲受人が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当することとなった場合は、この限りでない。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) PFI 法第 9 条に定める各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- 2 事業者は、前項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、完全無議決権株式を発行し、これを割り当てることができる。事業者は、かかる割当てを受けた者から、基本協定書別紙 1（出資者保証書の様式）又は別紙 2（誓約書の様式）の様式及び内容の出資者保証書及び誓約書を徴求の上あらかじめ県に提出させるものとし、また、前項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていることを誓約させるとともに、割当て先等、県が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
- 3 完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する完全無議決権株式につき、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。事業者は、完全無議決権株式についてかかる処分が行われる場合は、当該完全無議決権株式の譲

渡を行った者をして、その譲渡人から、基本協定書別紙 1（出資者保証書の様式）又は別紙 2（誓約書の様式）の様式及び内容の出資者保証書及び誓約書を徴求の上あらかじめ県に提出させるものとし、また、第 1 項に掲げる条件を満たした上で当該譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、県が必要とする情報を速やかに報告するものとする。

- 4 議決権付株式は、会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式でなければならない。
- 5 事業者は、第 1 項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、議決権付株式を発行し、基本協定書に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。
- 6 議決権付株式を保有する者は、自ら保有する議決権付株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して譲渡する場合を除く。事業者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について県の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認してはならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、県は、議決権付株式を保有する者から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、その保有する議決権付株式に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第 78 条（金融機関等との協議）に基づく協定書が県と当該金融機関等との間で県の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。
- 8 県は、第 6 項に定める譲渡につき、当該株式の譲受人が第 1 項の要件を満たし、かつ、当該譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承認するものとする。事業者は、当該承認を得て当該譲渡が行われた場合、当該株式の譲渡先等、県が必要とする情報を報告するものとする。

第45条（契約上の地位譲渡）

- 1 事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、県の事前の書面による承諾なくして、実施契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県は、事業者から、事業提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、実施契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に担保権を設定することについての承諾の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第 78 条（金融機関等との協議）に基づく協定書が県と

当該金融機関等との間で県の合理的に満足する内容（相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。

第46条（運営権の譲渡等）

- 1 事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、各運営権につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県は、事業者から、全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者の欠格事由や募集要項等適合性の審査等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間の満了日まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに限り、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものとする。なお、県は、当該許可を与えるにあたり、次に掲げる条件を付すことができる。
 - (1) 譲受人が、本事業における事業者の実施契約上の地位を承継し、実施契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 譲受人が、事業者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位並びに権利の譲渡を受けること。
 - (3) 譲受人の全ての株主（持分会社の場合には社員）が、県に対して基本協定書第 3 条（事業予定者の設立）第 2 項に定める出資者保証書又は誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、県は、事業者から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、運営権に抵当権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第 78 条（金融機関等との協議）に基づく協定書が県と当該金融機関等との間で県の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

第47条（事業者の兼業禁止等）

事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、本事業に係る業務並びに県及び事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

第7章 責任及び損害等の分担

第1節 責任及び損害等の分担原則

第48条（責任及び損害等の分担原則）

- 1 事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負う。
- 2 事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に関する県による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる実施契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、県は何ら責任を負担しない。
- 3 実施契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担する。

第49条（政策変更）

- 1 県及び事業者は実施契約の締結後に国又は地方公共団体による政策が変更又は決定（以下この条において「政策変更」という。）されたことにより、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「政策変更通知」という。）により、直ちにこれを相手方に通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、全部又は一部の運営・維持管理業務を行うことができなくなったとき。
 - (2) 実施契約の履行のための費用が増加するとき。
- 2 県及び事業者は、実施契約に基づく自己の義務の履行が適用される政策に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される政策に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は当該政策変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 県及び事業者は、政策変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該政策変更に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び追加費用の負担方法について協議する。
- 4 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、県が当該政策変更に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。この場合において、事業者に生じた追加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものは県が負担する。なお、県は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

第50条（法令改正）

- 1 県及び事業者は、実施契約の締結後に法令等の改正又は制定（以下「法令改正」という。）により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「法令改正通知」という。）により、直ちにこれを相手方に通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、全部又は一部の運営・維持管理業務を行うことができなくなったとき。
 - (2) 実施契約の履行のための費用が増加するとき。
- 2 県及び事業者は、実施契約に基づく自己の義務の履行が適用される法令等に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は当該法令改正により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 県及び事業者は、法令改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該法令改正に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び追加費用の負担方法について協議する。
- 4 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、県が当該法令改正に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。この場合において、本事業の継続に要する費用の増加の負担に関する取扱いは、実施契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。なお、県は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
 - (1) 特定法令改正により事業者が生じた追加費用のうち、追加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものは県が負担する。
 - (2) 法令改正により事業者が生じた追加費用のうち、前号に従い県が負担する追加費用以外の追加費用は事業者が負担する。

第51条（税制改正）

- 1 県及び事業者は、実施契約の締結後に本事業（任意事業を除く。）に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「税制改正通知」という。）により、直ちにこれを相手方に通知する。
- 2 第 50 条（法令改正）第 4 項の規定にかかわらず、県及び事業者は、税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いに従い、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。
 - (1) 事業者の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、事業者の

負担とする。

(2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、県の負担とする。

- 3 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、県は、当該税制改正により事業者が生じた追加費用のうち、追加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものを負担する。なお、県は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

第52条（不可抗力）

- 1 実施契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）により、事業者は県に対して直ちに通知する。
- (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、全部又は一部の運営・維持管理業務を行うことができなくなったとき。
- (2) 実施契約の履行のための費用が増加するとき。
- 2 県及び事業者は、不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合において、実施契約に基づく自己の債務が当該不可抗力により履行不能となったときは、履行期日及び当該不可抗力の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 事業者は、不可抗力通知を県に送付し又は県から受領した場合には、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、実施契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、本施設に生じた損害の復旧その他要求水準書に従った対応を実施する。
- 4 県は、事業期間中に発生した不可抗力により本事業の遂行が相当期間にわたって不可能又は著しく困難となり、かつ、当該不可抗力の発生前において事業者により予見できず、又はその増加費用の発生の防止手段を講じることが合理的に期待できなかったと県が認める場合、当該不可抗力により発生した追加費用を負担する。なお、県は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
- 5 県及び事業者は、不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、前項に定める本施設に生じた損害に係る追加費用又は復旧費用の負担方法、その他当該不可抗力に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。
- 6 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、県が当該不可抗力に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。

第53条（損害賠償責任）

- 1 県及び事業者は、相手方が実施契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。
- 2 事業者が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちにその状況を県に報告する。
- 3 実施契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は、その責めに帰すべき事由により生じた前項に定める第三者の損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 4 県が、前項の規定により事業者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、県からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。
- 5 前項の場合その他本事業の実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、県及び事業者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第2節 政策的支援等

第54条（収支計画等）

- 1 運営・維持管理業務につき、県及び事業者は、事業期間中の各事業年度の収入及び支出の計画（以下「長期収支計画」という。）並びに運営開始日から令和13年3月31日までの期間（以下「第1期」という。）中の各事業年度の収入及び支出の計画（以下「第1期収支計画」という。）を、運営開始予定日までに、合意により定めるものとする。なお、長期収支計画は、【運営権対価/運営費用県負担額】の金額を合理的に説明可能な内容のものであることを要する。
- 2 運営・維持管理業務につき、県及び事業者は、第1期における運営実績及び事業者による営業努力や経費削減努力等のモニタリングを踏まえ、令和13年4月1日から令和18年4月1日までの期間（以下「第2期」という。）中の各事業年度の収入及び支出の計画（以下「第2期収支計画」という。）を、第2期の初日までに、合意により定めるものとする。
- 3 運営・維持管理業務につき、県及び事業者は、第2期における運営実績及び事業者による営業努力や経費削減努力等のモニタリングを踏まえ、令和18年4月1日から令和24年3月31日までの期間（以下「第3期」という。）中の各事業年度の収入及び支出の計画（以下「第3期収支計画」という。）を、第3期の初日までに、合意により定めるものとする。
- 4 運営・維持管理業務につき、県及び事業者は、第1期中の事業年度については第1期収支計画及び前事業年度における収支の実績を、第2期中の事業年度については第2期収支計画及び前事業年度における収支の実績を、第3期中の事業年

度については第 3 期収支計画及び前事業年度における収支の実績をそれぞれ踏まえ、各事業年度の収入及び支出の計画（以下「単年度計画」という。）を、各事業年度の初日までに、合意により定めるものとする。

- 5 事業者は、前各項に定める収支計画を合意するにあたり、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践するものとする。また、事業者は、本事業において、前各項により定める収支計画を満たすよう、最大限努力するものとする。

第55条（実績収入等）

事業者は、事業期間中、要求水準書、ガバナンス基本計画及びガバナンス実施計画書に従い、毎月 10 日までに、県に対して、前月の運営・維持管理業務の収入の実績値を報告し、県の確認を受けなければならない。

第56条（利用料金の変更）

事業者は、運営権設定対象施設の利用料金について、長期収支計画、各中期収支計画及び各単年度計画（これらを個別に又は総称して、以下「事業計画」という。）で設定している利用料金額を変更する場合には、利用料金の設定についての要求水準を遵守した上で、各事業年度の初日までに、県の事前の承認を得ることを要する。県の承認にあたっては、稼働率設定を修正する等、実収入が事業計画上の計画収入額と極力乖離しないことを前提とする。

第57条（計画収入額と実収入額の差額還元）

- 1 事業者は、各事業年度の翌事業年度の 4 月 10 日までに、当該事業年度における募集要項 別紙 3 に定める対象となる業務の収入の合計額（以下「基準収入額（報告値）」という。）を、県に通知する。
- 2 基準収入額（報告値）が、単年度計画に定める運営権設定対象施設に係る収入の計画値の合計額（以下「基準収入額（計画値）」という。）の 115%相当額を上回った場合、第 6 条（運営業務の収入）第 1 項にかかわらず、事業者は、県に対し、当該超過額の 70%相当額（以下「支払金」という。）を、当該事業年度の翌事業年度の 4 月末日までに支払うものとする。
- 3 県は、各事業年度において、基準収入額（報告値）に基づく支払金の算出にあたり、事業者の通知内容を精査し、疑義があるときは、当該事業年度に係る事業者の決算について、その確定前に事業者に対して意見することができる。

第58条（計画収入額と実収入額の差額補償）

- 1 各事業年度において、基準収入額（報告値）が、基準収入額（計画値）の 85%相当額を下回った場合、県は、事業者に対し、当該下回った額（以下「負担金」

という。)の全額を、当該事業年度の翌事業年度において予算措置後速やかに支払うものとする。

- 2 県は、各事業年度において、基準収入額（報告値）に基づく負担金の算出にあたり、事業者の通知内容を精査し、疑義があるときは、当該事業年度に係る事業者の決算について、その確定前に事業者に対して意見することができる。

第8章 実施契約の終了及び終了に伴う措置

第1節 実施契約の終了

第59条（事業期間）

実施契約の事業期間は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、運営開始日に始まり、運営権設定対象施設に係る運営権の存続期間の満了日又は実施契約の全部が解除された日に終了する期間（以下「事業期間」という。）とする。

第60条（事業者事由による解除）

- 1 実施契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、県は、事業者に対して書面により通知した上で、実施契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する事由が生じたとき。
 - (2) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (3) 事業者が実施契約に基づいて県に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - (4) 実施契約に別段の定めがある場合を除き、事業者が運営権対価を支払期限を過ぎても支払わないとき。
 - (5) ガバナンス基本計画に定める解除事由が発生したとき。
 - (6) 構成企業が基本協定書第 9 条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (7) 事業者が「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けたとき。
 - (8) 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が実施契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると県が合理的に認めたとき。

- (9) 前各号に掲げる場合の他、事業者が実施契約に違反し（ただし、県から 30 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は実施契約の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により実施契約の目的を達することができないと県が認めたとき。
- 2 次の各号に掲げる者が実施契約を解除した場合は、前項の規定により実施契約が解除された場合とみなす。
- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 63 条（運営権及び指定管理者の指定の取消し）に基づく運営権の取消しについて、行政手続法その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前項に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。

第61条（県の任意による解除、県事由による解除）

- 1 県は、本施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他県が合理的に必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、実施契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 県の責めに帰すべき事由により、県が実施契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から 150 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は実施契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を県に送付することにより、実施契約の全部又は一部を解除することができる。

第62条（法令改正・不可抗力による解除）

実施契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、県又は事業者は、相手方と協議の上、実施契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本事業の継続が困難と判断したとき。
- (2) 実施契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。

第2節 実施契約の終了に伴う措置

第63条（運営権及び指定管理者の指定の取消し）

実施契約の定めに従って実施契約の全部又は一部が期限前に解除された場合、PFI 法第 29 条第 1 項の規定に従い、県は解除された運営権設定対象施設に係る運営権を取り消し、かつ、当該運営権設定対象施設に係る指定管理者の指定を取り消すものとする。ただし、運営開始日までに実施契約の定めに従って実施契約の全部又は一部が解除された場合、解除された運営権設定対象施設に係る第 26 条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第 1 項に定める運営権の設定及び第 28 条（指定管理者の指定）に定める指定管理者の指定は、効力を生じない。

第64条（事業終了時の引継ぎ等）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了（存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。）に際して、募集要項等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- 2 実施契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- 3 事業期間の満了により実施契約が終了する場合又は第 61 条（県の任意による解除、県事由による解除）の規定による実施契約の解除により実施契約が終了する場合、県は、実施契約の終了後に運営権設定対象施設を用いて事業を行う者の選定にあたり、事業者の従業員を雇用することを評価項目とするなど、事業者の従業員の雇用に合理的な範囲で配慮するものとする。実施契約の終了後に運営権設定対象施設を用いて事業を行う者が事業者の従業員を雇用する場合、事業者は、必要な引継ぎを行わなければならない。

第65条（利用料金の引継ぎ等）

- 1 利用料金収入は、運営権設定対象施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。
- 2 利用料金収入のうち、運営権設定対象施設の利用に供する年度が運営権の終了後となるものについては、前受金として、事業者は、県又は県の指定する者に引き継がなければならない。

第66条（運営権設定対象施設の引渡し及び更新投資の対象部分に係る補償）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了に際して、運営権設定対象施設が要求水準書に適合した状態で県に運営権設定対象施設を引き渡さなくてはならない。県及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、運営権設定対象施設の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる

引渡しを行うものとする。

- 2 運営権の終了に際して、県の所有に属する事業者の行った運営権設定対象施設の更新投資の対象部分がある場合、①当該更新投資に先立ち、県が当該更新投資を行うことに同意し、本項に基づく補償の対象とすることを事業者へ通知したものについては、県は、当該更新投資の対象部分の運営権の終了時点における簿価相当額（もしあれば）を事業者へ補償するものとし（ただし、運営権存続期間の満了日時点において、当該更新投資による施設・設備・備品等が適切に保守管理されており、引き続き当初の性能を発揮してサービスを提供できるような状態である場合に限る）、②それ以外の更新投資の対象部分については、かかる補償は行われぬものとする。
- 3 第 1 項に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき、その運営期間中において既に存在していた契約不適合（ただし、運営開始日において既に存在していたものを除く。また、第 33 条（県による運営権設定対象施設の更新投資）に定める更新投資、第 35 条（中長期修繕計画書に基づく修繕業務）に定める修繕業務及び第 25 条（実施契約終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。以下本項において同じ。）があるときは、当該運営権の終了日から 1 年以内に県が事業者へ通知した場合については、事業者は修補等により生じた費用を負担するものとする。
- 4 前項により通知されたものを除き、第 1 項に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき契約不適合があった場合、事業者は県に対して一切責任を負わぬ。

第67条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）

- 1 運営権の終了に際して、事業者の所有する各資産については以下のように取り扱う。なお、いずれの場合においても、県又は県の指定する者が資産を買い取る場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとする。
 - (1) 本事業の実施のために事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で県又は県の指定する者に売却しなければならない。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、第 34 条（運営権設定対象施設以外の追加投資等）に定める運営権対象外施設（その更新投資を含む。）であつて、当該運営権対象外施設に係る新規投資又は更新投資に先立ち、県が当該新規投資又は更新投資を行うことに同意し、本号に基づく買取の対象とすることを事業者へ通知したものについては、県は、自ら又は県の指定する者をして当該運営権対象外施設の運営権の終了時点における簿価相当額でこれを

買い取り、事業者はこれを売り渡すものとする。

- 2 前項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 3 第 1 項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、県又は県の指定する者による事業者への各買取対価の支払は、県又は県の指定する者が運営権設定対象施設の引渡しを受けた日又は第 1 項各号に基づき買い取った資産の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から 6 ヶ月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。
- 4 前条（運営権設定対象施設の引渡し及び更新投資の対象部分に係る補償）第 2 項及び第 3 項の規定は、前三項により県又は県の指定する者が買い受けた資産について準用する。

第68条（違約金等）

- 1 第 60 条（事業者事由による解除）の規定により実施契約が解除された場合には、事業者は、ガバナンス基本計画及び別紙 3（要求水準等未充足時の措置）に定める金額を違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者は、当該解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。
- 3 前項に定める解除に起因して県が被る相当因果関係の範囲内の損害には、次に定めるものを含むが、これらに限られない。
 - (1) 第 64 条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎを行う先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して県が負担する一切の費用

第69条（損失補償）

- 1 第 61 条（県の任意による解除、県事由による解除）第 1 項の規定により実施契約が解除された場合には、PFI 法第 30 条の規定に基づき、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）及び通常生ずべき損失（ただし、事業者の逸失利益については 2 年分を上限として県と事業者で協議して定める。）の補償を求めることができる。

- 2 第 62 条（法令改正・不可抗力による解除）の規定により実施契約が解除された場合には、当該解除に起因して県又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第 50 条（法令改正）第 4 項第 1 号及び第 52 条（不可抗力）第 4 項に定める費用並びに当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）については県の負担とする。
- 3 前二項にかかわらず、実施契約が解除された場合の追加投資の対象部分及び新規投資の対象部分並びに運営権対象外施設の取扱いは第 66 条（運営権設定対象施設の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第 2 項及び第 67 条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）の規定によるものとし、同各規定による補償又は買取対価の支払の他に、県は、追加投資の対象部分及び新規投資の対象部分並びに運営権対象外施設について実施契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しないものとする。

第70条（事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 事業者は、実施契約の事業期間終了時点においてもなお事業者が実施契約に基づく金銭債務を負担すると県が合理的に認める場合には、県の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、実施契約の事業期間終了後、事業者が実施契約に基づき負担する金銭債務は第 66 条（運営権設定対象施設の引渡し及び更新投資の対象部分に係る補償）第 3 項に基づく費用の支払債務のみであると県が合理的に認める場合には、60 日前までに県に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、県は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第 9 章 知的財産権

第71条（著作権の帰属）

県が、本事業の募集段階において又は実施契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（県が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、県に帰属する。

第72条（成果物の利用）

- 1 県は、成果物について、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有する

ものとし、その利用の権利及び権限は、実施契約の終了後も存続する。

- 2 県の指定する第三者は事業者が任意事業のために所有していた施設を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、実施契約終了後、県の指定する第三者も有するものとする。
- 3 成果物及び運営権設定対象施設のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 4 事業者は、県が成果物及び運営権設定対象施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（事業者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は運営権設定対象施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し、又は県が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、県又は県が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 運営権設定対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 実施契約の終了後に、運営権設定対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。
- 5 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為を行う又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び運営権設定対象施設の内容を公表すること。
 - (2) 運営権設定対象施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

第73条（著作権等の譲渡禁止）

事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び運営権設定対象施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、県の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

第74条（第三者の有する著作権の侵害防止）

- 1 事業者は、成果物及び運営権設定対象施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証する。

- 2 事業者は、成果物又は運営権設定対象施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。

第75条（第三者の知的財産権等の侵害）

- 1 事業者は、実施契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）の他、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下この条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに事業者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを県に対して保証する。
- 2 事業者が実施契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は事業者が県に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して県に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、県に対して補償及び賠償し又は県が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、県の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

第76条（知的財産権の対象技術の使用）

事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、県は、事業者がその使用に関して要した費用を負担する。

第10章 雑 則

第77条（秘密保持義務）

- 1 県及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、実施契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、実施契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、①既に自ら保有していた情報、②既に公知の事実であった情報、③その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及び④その取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、県及び事業者は、次に掲げる場合に限り、実施契約に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある県又は事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計

士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(2) 当該情報を知る必要のある構成企業、協力企業若しくは本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

3 本条の規定は、県及び事業者による実施契約の完全な履行又は実施契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

第78条（金融機関等との協議）

県は、必要と認めた場合には、本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続的实施の確保に必要な事項について、当該金融機関等との間で協定書を締結する。

(1) 金融機関等が本事業のための融資に関して締結した契約（以下この条において「融資関連契約」という。）に定める融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書において合意する事項が発生した場合における金融機関等から県への通知及び一定期間の事前協議の実施

(2) 実施契約における解除事由の発生、実施契約に基づく事業者に対する損害賠償請求その他協定書において合意する事項が発生した場合における県から金融機関等への通知及び一定期間の事前協議の実施

(3) 融資関連契約に基づく事業者に対する債権を担保するための、事業者の議決権株式、運営権設定対象施設に係る運営権、実施契約上の事業者の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定、対抗要件具備及び実行に関する条件

第79条（遅延利息）

1 県又は事業者が、実施契約その他県と事業者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、県については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、事業者については、国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

- 2 県は、実施契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

第80条（契約の変更）

実施契約は、県及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第81条（準拠法・管轄裁判所）

- 1 実施契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 実施契約に関連して発生した全ての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第82条（通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）

- 1 実施契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。県及び事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。
- 2 実施契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計算単位は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 3 実施契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 4 事業者が実施契約に基づき保管し又は保存すべき文書の取扱い及び期間については、県の文書管理規程に従う。
- 5 実施契約の履行に関して県と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 実施契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第83条（疑義に関する協議）

要求水準書等に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は要求水準書等の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本事業のガバナンスの枠組を活用して、県及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

（以下余白）

別添 図面

別紙 1 定義集

次に掲げる定義は五十音順である。

- (1) 「運営・維持管理業務」とは、要求水準書に定める本施設全体の維持管理業務、運営権設定対象施設の運営業務及び本施設全体の活性化に関する業務を総称して又は個別にいう。
- (2) 「運営・維持管理業務等に係る計画書等」とは、第 10 条（統括管理業務及び運営・維持管理業務の実施に係る準備）第 1 項に定義される意味を有する。
- (3) 「運営開始日」とは、第 26 条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第 2 項に定義される日をいう。
- (4) 「運営開始予定日」とは、令和●年●月●日をいう。
- (5) 「運営権」とは、運営権設定対象施設に対して設定された PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (6) 「運営権設定対象施設」とは、実施契約の冒頭第 2（対象施設の概要）の 2（運営権設定対象施設）に定義される意味を有する。
- (7) 【「運営権対価」とは、運営権の設定の対価をいう。】
- (8) 「運営事業開始準備業務」とは、要求水準書に定める運営事業開始準備業務をいう。
- (9) 「運営事業開始準備業務期間」とは、実施契約締結日から運営開始日までの期間をいう。
- (10) 「運営事業開始準備業務に係る計画書等」とは、第 9 条（運営事業開始準備業務の実施に係る準備）第 2 項に定義される意味を有する。
- (11) 「営業日」とは、日本国の法令等により銀行の休日とされる日以外の日をいう。
- (12) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）をいう。
- (13) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (14) 「完全無議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、議決権付株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法第 108 条第 1 項第 8 号又は第 9 号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
- (15) 「議決権付株式」とは、事業者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
- (16) 「基本協定書」とは、県と代表企業及びその他の構成企業との間で令和●年●月●日付けで締結された愛知県芸術劇場等運営等事業 基本協定書をいう。

- (17) 「行政手続法」とは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）をいう。
- (18) 「業務実施企業」とは、事業者及び事業者が本事業を実施するにあたり各業務を委託し、又は請け負わせた企業をいう。
- (19) 「協力企業」とは、別紙 2（業務委託請負先）において協力企業として記載された企業をいう。
- (20) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (21) 「計量法」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）をいう。
- (22) 「県」とは、実施契約の冒頭に定義されるものをいう。
- (23) 「構成企業」とは、別紙 2（業務委託請負先）において構成企業として記載された企業をいう。
- (24) 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の買取時において県及び事業者が合意する客観的で公平な方法（直近の帳簿価格による場合、県及び事業者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等）により定められた価格をいう。
- (25) 「事業期間」とは、第 59 条（事業期間）に定義される意味を有する。
- (26) 「事業者」とは、実施契約の冒頭に定義されるものをいう。
- (27) 「事業提案書」とは、代表企業及びその他の構成企業が、令和●年●月●日付だけで提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
- (28) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、実施契約締結年度にあつては、実施契約の締結日から次に到来する 3 月 31 日までの期間をいい、事業期間の開始年度にあつては、運営開始日から次に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。
- (29) 「施設設置管理条例」とは、愛知芸術文化センター条例をいう。
- (30) 「実施契約」とは、この契約をいう。
- (31) 「指定管理者」とは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者をいう。
- (32) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (33) 「成果物」とは、事業者が実施契約に基づき又は県の請求により県に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (34) 「貸借部分」とは、第 30 条（運営権設定対象施設の一部貸付）第 1 項に定義される意味を有する。
- (35) 「第 1 期」とは、第 54 条（収支計画等）第 1 項に定義される意味を有する。
- (36) 「第 1 期収支計画」とは、第 54 条（収支計画等）第 1 項に定義される意味を有する。
- (37) 「第 2 期」とは、第 54 条（収支計画等）第 2 項に定義される意味を有する。
- (38) 「第 2 期収支計画」とは、第 54 条（収支計画等）第 2 項に定義される意味を有する。

- (39) 「第 3 期」とは、第 54 条（収支計画等）第 3 項に定義される意味を有する。
- (40) 「第 3 期収支計画」とは、第 54 条（収支計画等）第 3 項に定義される意味を有する。
- (41) 「代表企業」とは、別紙 2（業務委託請負先）において代表企業として記載された企業をいう。
- (42) 「単年度計画」とは、第 54 条（収支計画等）第 4 項に定義される意味を有する。
- (43) 「知的財産権等」とは、第 75 条（第三者の知的財産権等の侵害）第 1 項に定義される意味を有する。
- (44) 「地方自治法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (45) 「地方自治法施行令」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。
- (46) 「著作権法」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）をいう。
- (47) 「著作権者の権利」とは、第 72 条（成果物の利用）第 3 項に定める意味を有する。
- (48) 「提案された削減額相当額」とは、県の運営に係る費用負担の総上限額 20,172,926 千円（消費税及び地方消費税込み）から優先交渉権者が事業提案書で提案した運営費用県負担額を控除した額をいう。
- (49) 「都市公園法」とは、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）をいう。
- (50) 「特定法令改正」とは、施設の維持管理又は運営に関する法令改正であって、①事業者のみに適用されるもの又は②本施設のみに適用されるものをいう。
- (51) 「任意事業」とは、要求水準書に規定し、かつ、第 40 条（事業者が任意で行う事業）第 1 項に基づく県の事前の書面による承諾を得て事業者が行う事業をいう。
- (52) 「任意事業協定書」とは、第 11 条（任意事業に係る業務の実施に係る準備）第 1 項に定義される意味を有する。
- (53) 「任意事業に係る計画書等」とは、第 11 条（任意事業に係る業務の実施に係る準備）第 1 項に定義される意味を有する。
- (54) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (55) 「不可抗力」とは、①地震、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤その他の自然災害、②豪雨、暴風その他の異常気象であって本施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、③騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、④その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（大規模な感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む。）（①乃至④いずれも、要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、県及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできな

いものをいう。

- (56) 「暴力団員等」とは、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）第 2 項第(1)号に規定する意味を有する。
- (57) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準（要求水準書 1(5)（遵守すべき法令等）に掲げる関係法令、条例、規則、要綱、各種基準、規格等を含むがこれらに限られない。）をいう。
- (58) 「募集要項」とは、県が令和 7 年 2 月 28 日付けで公表した愛知県芸術劇場等運営等事業に係る募集要項をいう。
- (59) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類・守秘義務対象書類（ガバナンス基本計画を含むが、愛知県芸術劇場等運営等事業基本協定書（案）、愛知県芸術劇場等運営等事業実施契約書（案）、及び要求水準書を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して県が発出した書類をいう。
- (60) 「本事業」とは、実施契約の冒頭第 1（事業名）に定義される意味を有する。
- (61) 「本施設」とは、実施契約の冒頭第 2（対象施設の概要）の 1（本施設）に定義される意味を有する。
- (62) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）をいう。
- (63) 「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）をいう。
- (64) 「ガバナンス基本計画」とは、募集要項等の一つとして県が令和 7 年 3 月 14 日付けで公表したガバナンス基本計画（その後の修正を含む。）をいう。
- (65) 「要求水準」とは、事業者による本事業（任意事業を除く。）の実施にあたり、県が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。
- (66) 「要求水準書」とは、募集要項に添付された要求水準書（その後の修正を含む。）をいう。
- (67) 「要求水準書等」とは、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の総称をいう。
- (68) 「利用者」とは、第 6 条（運営業務の収入）第 1 項に定義される意味を有する。

別紙 2 業務委託請負先

業務	業務の内容	選定済／選定 予定の別	選定済の場合、 代表企業／構成 企業／協力企業 の別	選定済の場合、 会社名
運営・維持管 理業務		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●

別紙 3 要求水準等未充足時の措置

第 1 統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務、その他実施契約及び要求水準書に規定される任意事業以外の業務に係る業務

1 県は、第 22 条（県による実績評価）に基づき、事業者による本事業の実施につき、要求水準を満たしていないと判断した場合には、実施契約、ガバナンス基本計画及びガバナンス実施計画書の規定に従い、事業者に対して注意、是正指導、是正勧告、業務実施企業の変更請求等を行うとともに、以下に定めるペナルティポイントの付与及び違約金等の支払の請求を行うことができる。

2 ペナルティポイントの付与及び違約金等

(1) 統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務、その他実施契約及び要求水準書に規定される任意事業以外の業務の実施にあたり、運営権設定対象施設の運営・維持管理等において軽微な支障がある場合等として県が認める事象が発生した場合（ガバナンス基本計画における「レベル 1」を意味する。）

県は、当該事象が発生するごとに 0.1 ペナルティポイントを事業者に対して付与することができる。

同一事業年度において、本（1）に基づき付与され累積したペナルティポイントが 0.5 以上となった場合には、事業者は、当該累積ペナルティポイントの単位ごとに、当該事業年度の県費用負担額（運営・維持管理業務）に 0.1% を乗じて算出される金額¹を違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。なお、事業者は、当該事象の発生により県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が当該違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。

(2) 統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務、その他実施契約及び要求水準書に規定される任意事業以外の業務の実施にあたり、重大な支障がある場合等として県が認める事象が発生した場合（ガバナンス基本計画におけ

¹ 運営権対価が提案された場合は、事業者の提案内容を踏まえて県と事業者が協議して定める。

る「レベル2」を意味する。)

県は、当該事象が発生するごとに0.5ペナルティポイントを事業者に対して付与することができる。

同一事業年度において、本(2)に基づき付与され累積したペナルティポイントが2.5以上となった場合には、事業者は、当該累積ペナルティポイントの単位ごとに、当該事業年度の県費用負担額(運営・維持管理業務)に0.5%を乗じて算出される金額²を違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。なお、事業者は、当該事象の発生により県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が当該違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。

- (3) 統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務及び運営事業開始準備業務、その他実施契約及び要求水準書に規定される任意事業以外の業務の実施にあたり、人命に関わる場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合、重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合等として県が認める事象が発生した場合(ガバナンス基本計画における「レベル3」を意味する。)

県は、当該事象が発生するごとに10ペナルティポイントを事業者に対して付与することができる。

同一事業年度において、本(3)に基づき付与され累積したペナルティポイントが10以上となった場合には、事業者は、当該累積ペナルティポイントの単位ごとに、当該事業年度の県費用負担額(運営・維持管理業務)に2%を乗じて算出される金額²を違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。なお、事業者は、当該事象の発生により県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が当該違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。

- (4) 本別紙におけるペナルティポイントは、運営権設定対象施設ごとに判断されるものとする。また、一事業年度ごとに判断され、各事業年度終了日において累積したペナルティポイントはゼロとなり、翌事業年度以降に持ち越さないものとする。

² 運営権対価が提案された場合は、事業者の提案内容を踏まえて県と事業者が協議して定める。

第2 任意事業に係る業務

県は、第22条（県による実績評価）に基づき、事業者による任意事業の実施につき、合理的な理由なく事業提案書に従って実施されていないと判断した場合には、実施契約、ガバナンス基本計画及びガバナンス実施計画書の規定に従い、事業者に対して注意、是正指導、是正勧告等を行うことができるものとする。また、県は、事業者が合理的な理由なく、事業提案書どおり当該任意事業を実施しなかったと認めた場合には、任意事業協定書に基づき事業者に対して違約金等の支払を請求できるほか、事業者が当該任意事業を実施しなかった事実について公表できるものとする。

第1部 ガバナンスの考え方

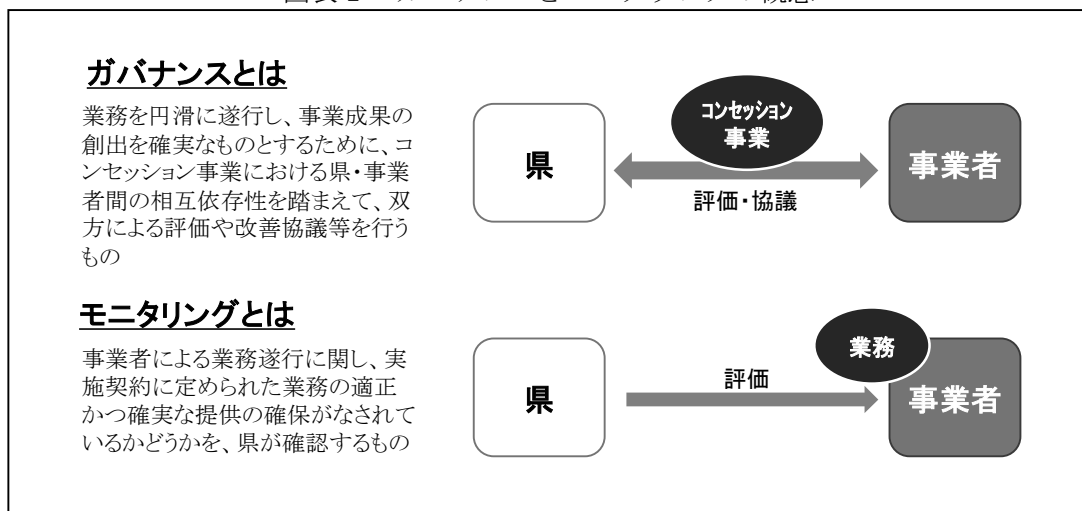
I ガバナンスの目的と原則

1 ガバナンスの目的と枠組み

(1) ガバナンスの目的

本事業の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されるとともに、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組みを構築する（事業者・県それぞれのガバナンスではなく、コンセッション事業のガバナンス）。その際、本事業、特に公共施設等運営権が設定される業務に構造的に存在する官民間の相互依存性を踏まえて、県による事業者の単なるモニタリングを超えたガバナンスの仕組みを構築することとする。

図表1 ガバナンスとモニタリングの概念



(2) 基本的な考え方

本事業における運営権設定後のガバナンスにおいては、県と事業者との間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を前提に、また事業者及び県のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①当事者間で重層的に構成する会議体（以下「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。また、本事業における官民間の相互依存性及び会議体や第三者機関の組織特性を踏まえ、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーターを配置することができる。

(3) 会議体の設置

各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組みとして、県及び事業者の

間での会議体を設置する。この会議体は、事業期間を通じて、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎とした、円滑な事業遂行を実現するためのコミュニケーションの枠組みとして機能する。したがって、双方のモニタリング結果の報告と評価の場であると同時に、それを越えた今後の事業展開についての建設的で率直かつ真摯な協議の場となる運営を求めるものとする。

(4) 第三者機関の設置

複数の有識者により構成する「第三者機関」を設置し、客観的な立場から本事業並びに県が実施するモニタリングに対する評価、アドバイス及び勧告等を行うことを想定している。

2 統括管理業務、愛知県芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務に関するガバナンス

(1) セルフモニタリング及び実績評価

ア 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県に対して、定期的に、また、県の求めに応じて随時報告を行うものとする。

イ 県による実績評価

県は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか否かを確認するために、業務の実績評価を行い、運営等の成果が実施契約に定められた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認や管理運営原価の情報の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

また、実施契約に基づく県の責務については、県がその実施状況についてモニタリングするとともに、設置する会議体を通じて事業者に報告する。その際、状況や必要に応じて改善協議を行うことができるものとする。

(2) それ以外の仕組

上記以外のガバナンスの仕組については、以下のⅡ・Ⅲを参照のこと。

Ⅱ 内部統制の仕組

上記のように、運営権の設定対象となる業務についてのガバナンスの確保は、内部統制が基本となる（なお、ここでの内部統制は、県と事業者の連携によるコンセッション事業としての内部統制のことであり、事業者や県の内部統制ではない。）。県及び事業者が、事業の目的を共有した上で、重層的に構成される会議体での協議を通じて、セルフモニタリングによって得られた業績情報を活用した進捗管理及び今後の方針検討・決定を行い、そしてその協議の記録を議事録としてしっかりと残すことが基礎となる。これらの三要素（会議体、業績情報、議事録）が有機的に結びついて内部統制としての機能を果たす。

1 目的の共有

最初に、最上位のこととしてまず実施するのは、県と事業者による「目的の共有」である。これには、本事業の目的の明確化と共有、根本価値の共有、置かれている環境などについての認識の共有が含まれる。

2 会議体・業績情報・議事録の三要素

本事業は、所有権者である県と運営権者である事業者とのフラットな体制により遂行される。県と事業者の間で重層的に構成される会議体は、ガバナンスの「中枢機能」を果たす組織となる。また、セルフモニタリングを通じて得られた客観的な業績情報は、県と事業者の多様な参加主体にとっての「共通言語」となる。そして、会議体の協議を記録する議事録は、15年に及ぶ本事業を遂行する主体にとっての貴重な「共有資産」となる。

図表 2 ガバナンスの三要素の役割と機能

構成要素	ガバナンス上の役割	官民の多様な主体間で果たす機能
会議体	中枢機能	・相互の進捗確認・報連相、情報共有 ・協議・調整、合意形成、意思決定
業績情報	共通言語	・冷静かつ一貫性のある協議を可能に
議事録	共有資産	・協議経過や合意の記録・確認 ・中長期にわたる関係性の軌跡を共有可能に

（１） 会議体

本事業で設置する重層的な会議体（3 階層を想定）は、セルフモニタリングの結果の報告・評価の場としてのみではなく、相互の情報共有、運営上の諸課題についての協議・調整、県と事業者の合意形成、本事業としての意思決定など、長期の事業期間を通じて様々な機能を果たす場となるため、本事業のガバナンスの確保の観点から極めて重要である。

詳細については、実施契約の別紙 5「ガバナンス体制」を参照のこと。

(2) 業績情報

県と事業者とが、長期間にわたり事業を円滑に推進させていくためには、両者の共通言語となるものが必要であり、「客観性・中立性」「共通性・共有性」といった特質をもつ業績情報が、その機能を果たす。これを活用することにより、県と事業者において一貫性をもった協議が可能となる。そのためには、セルフモニタリングの具体的な指標について、「要求水準書」及び「モニタリング基本計画」を踏まえて、事業開始までに合意しておく必要がある。

詳細については、第2部「モニタリング基本計画」を参照のこと。

(3) 議事録

本事業に係る会議体においては、議事録の作成を必須とする。議事録の作成は、本事業のような多様な主体による長期にわたる事業におけるガバナンスの維持・確保の観点からは、非常に重要なものである。

ただし、詳細なものを作成することを求めているのではなく、論点や結論（具体的なアクション等）などの要点が明快かつ簡潔に記述されていればよい。

詳細については、実施契約の別紙5「ガバナンス体制」内の「協議会等運営ガイドライン」を参照のこと。

Ⅲ 外部統制及びファシリテーターの仕組

1 第三者機関

第三者機関は、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を前提に、事業期間を通じた円滑な業務遂行とそれらによる事業効果の創出を確実なものとするための、外部統制として機能する。第三者機関による評価、アドバイスや勧告等の活動は、県及び事業者が設置する会議体からの報告を踏まえての活動、客観的な立場からの主体的な活動、事業者若しくは県からの個別協議（相談）を踏まえた活動など、ガバナンスの確保のために、状況に応じて柔軟に活動することを想定している。

詳細については、実施契約の別紙5「ガバナンス体制」を参照のこと。

2 ファシリテーター

内部統制・外部統制の中間的な機能として、県及び事業者双方から必要に応じて、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーションの機能を導入することができる。

ファシリテーターを介した公式・非公式の諸調整により、ガバナンス機能を維持・強化する。

詳細については、実施契約の別紙5「ガバナンス体制」を参照のこと。

第2部 モニタリング基本計画

I 総論

1 ガバナンスの考え方及びモニタリング基本計画の位置づけ

(1) ガバナンスにおけるセルフモニタリング

本事業のガバナンスの維持の根幹をなすのが、事業者によるセルフモニタリングである。事業実施状況をセルフモニタリングにより客観的に把握して、それを会議体における官民協議の場で評価（業績評価）するとともに、その結果を踏まえた改善策を講じていくことにより、安定的な事業実施を目指す。加えて、予期せぬ事態の発生なども、このセルフモニタリングを通じて把握されることが期待される。更に、第三者機関を通じた外部統制やファシリテーションの機能も、このセルフモニタリングにて得られた客観的な業績情報を活用することになるため、セルフモニタリングは、本事業のガバナンスの維持にて極めて重要な役割を担うこととなる。

(2) モニタリング基本計画

モニタリング基本計画は、県が事業期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、事業者が実施契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を安定的に達成し続けるため、以下の3項目に関する基本的な考え方について示すものである。

- ・ 要求水準書で提示する要求性能の達成状況の確認
（要求水準を示していない任意事業においては、事業者又は任意事業実施者と県が合意した目標値の達成状況の確認）
- ・ 本事業の継続性・安定性（事業者の財務状況）の確認
- ・ 上記に基づく県から事業者への改善措置等の指示、結果の確認

本事業の目的を達成するために、県と事業者は、相互に協力して意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

(3) ガバナンス実施計画書

事業者は、実施契約又は任意事業協定の締結後、提案書及び自らが作成する各種提出書類に基づき、「ガバナンス実施計画書」の案を作成し、業務計画書と同時に県に提出する。県は事業者又は任意事業実施者と協議し、ガバナンス実施計画書を確定する。

「ガバナンス実施計画書」には、次の項目を記載する。

なお、事業着手段階でモニタリングの詳細を定められない業務に関しては、後日、事業者において業務着手前に各業務実施計画を作成し、県に提出するものとする。

- ①モニタリング時期
- ②モニタリング内容（評価基準を含む。）
- ③モニタリング組織
- ④モニタリング手続
- ⑤モニタリング様式

（４） モニタリング対象範囲

モニタリング対象業務及び対象事項等は、以下のとおりとする。

- ・統括管理業務
- ・愛知芸術文化センター全体の維持管理業務
- ・愛知県芸術劇場の運営業務
- ・愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務
- ・運営事業開始準備業務
- ・任意事業

なお、任意事業のモニタリングについては、IV章に準じてモニタリングを行うこととし、詳細は、事業者から任意事業が提案された場合、事業者の提案内容を踏まえて県と事業者が協議して定める。

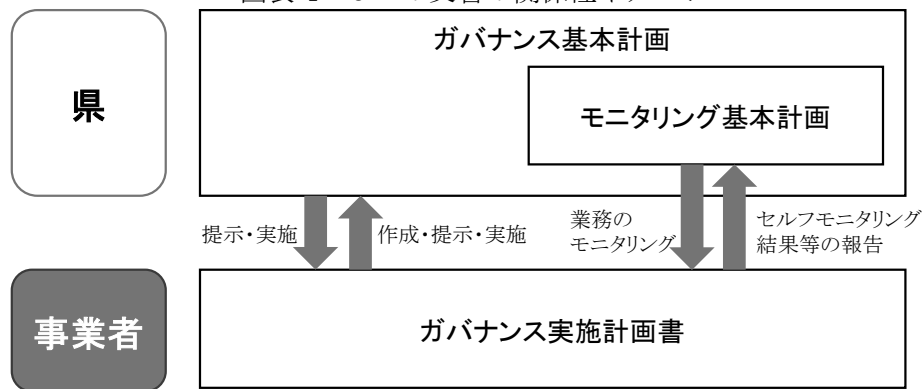
（５） ガバナンス基本計画、モニタリング基本計画、ガバナンス実施計画書の関係性

上述したガバナンス基本計画、モニタリング基本計画、ガバナンス実施計画書について、作成者、当該文書に従って県・事業者が行うこと、これら 3 つの文書の関係性を整理すると以下のようになる。

図表 3 3つの文書の作成者、文書に従って県・事業者が行うこと

文書名	文書の作成者	文書に従って行うこと
ガバナンス基本計画	県	県・事業者の双方によるガバナンス
モニタリング基本計画	県	県：事業者の業務のモニタリング 事業者：ガバナンス実施計画書の作成
ガバナンス実施計画書	事業者	事業者によるセルフモニタリング

図表 4 3つの文書の関係性イメージ



2 ガバナンス実施計画書の変更

(1) ガバナンス実施計画書の変更

ガバナンス実施計画書の変更は、次の事由により実施する。

- ・要求水準書が変更された場合
- ・県の事由により業務内容の変更が必要な場合
- ・その他、業務内容の変更が特に必要と認められる場合

(2) 契約変更に伴うガバナンス実施計画書の変更

県と事業者又は任意事業実施者は、実施契約の変更に伴い、必要に応じ、ガバナンス実施計画書を変更する。

3 モニタリングを踏まえた目標値等の見直し

※本項における記載は、実施契約の対象範囲内の業務のモニタリングに限る

県と事業者で合意する事業計画については、それまでの運営実績、及びモニタリング結果を踏まえて、概ね5年ごとに必要に応じて見直しを行い、改めて県と事業者で合意することを予定している。

見直しの基準や手続等については以下のとおりとする。

- － 事業開始後、以下の3期間に分割した上で、第1期及び第2期の最終年度において見直しの協議を実施する。
 - 第1期：事業開始から令和13年3月31日まで
 - 第2期：令和13年4月1日から令和18年3月31日まで
 - 第3期：令和18年4月1日から令和24年3月31日まで
- － 主に見直しの前年度までの維持管理運営実績や今後の見通し、及びそれまでのモニタリング結果等を踏まえて、見直し策の方針や具体策を決定する。
- － 見直し策の方針や具体策の検討においては、第三者機関に諮問し、答申を受ける。

Ⅱ 統括管理業務のモニタリング

1 基本的な考え方

統括管理業務におけるセルフモニタリングは、事業者が事業期間を通じて責任ある事業主体として要求水準を満たすとともに、自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されているかどうかを、「2 モニタリング方法」及び「3 モニタリング手順」に示す方法・手順で行う。

県は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する報告書、各提出書類及び本事業の進捗状況等を基に、要求水準書の内容を満たしているかどうかを、書類・会議体等を通じた実績評価を行う。

2 モニタリング方法

(1) 書類による確認

事業者は、統括管理業務の遂行状況及び要求水準達成状況を自らセルフモニタリングした上で、図表 5 に示す提出書類を、それぞれの提出時期までに県に提出して確認を受ける。

図表 5 事業者が作成する提出書類

提出書類	提出時期
実施体制図	本事業開始前まで 変更時は必要に応じて随時
統括管理責任者届	本事業開始前まで 変更時は必要に応じて随時
業務計画書（財務の諸計画を含む。）	本事業開始前まで
年度管理計画書（財務の諸計画を含む。）	各事業年度開始日の 30 日前まで （初年度は本事業開始前まで）
年度管理報告書（財務の諸計画を含む。）	当該事業年度終了 3 ヶ月以内
会社法上要求される計算書類、事業報告及び附属明細書、及びキャッシュフロー計算書	事業者の定時株主総会開催後 10 日以内
中間計算書類（上記に準じる。）	中間決算日から 2 ヶ月以内
定款の写し	実施契約締結日又は変更日から 10 日以内
株主名簿の写し	実施契約締結日又は変更日から 10 日以内
事業者が締結する契約等の一覧及び契約書	契約締結日又は変更日から 10 日以内

(2) 会議による確認

要求水準書「第10章 第1節 第5 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。

3 モニタリング手順

統括管理業務に対するモニタリングの手順及び事業者と県の作業内容は以下のとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、実施契約の締結後に策定するガバナンス実施計画書において確定する。

図表6 モニタリング手順等

事業者の書類提出・セルフモニタリング	県の実績評価
事業者は、実施契約に基づき、自ら又は委託等により実施する業務全体について配置する責任者や企業の名称及び役割を示した実施体制図、及び統括管理責任者届を作成し、県に提出する。	県は、提出書類に基づき、業務上の指示及び報告等が業務実施企業を含む関係者全体へ確実に伝達される体制が構築されているかを確認する。
事業者は、毎年度の開始までに、当該年度の業務全体の管理体制や管理計画、及び全ての業務において実施予定の主な事項及びスケジュールを整理した、当該年度に係る年度業務計画書を作成し、県に提出する。	県は、提出書類に基づき、管理体制の構築や事業進捗が円滑に実施されうるスケジュールとなっているかを確認する。
事業者は公認会計士等による監査済みの財務書類等（決算期・中間）を県に提出する。	県は、提出された財務書類等により事業者の財務状況を確認するとともに、監査意見に特段の問題がないことを確認する。
事業者は毎年度、直近の事業実施状況及び収支実績を踏まえ、事業計画を更新するものとし、その結果を県に説明する。	県は、事業者からの説明の合理性を確認する。
- 事業者は、実施契約締結後、定款の写し、株主名簿の写し、事業者が締結する契約等の一覧及び契約書を提出する。 - 上記提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、その都度、変更した書類を県に提出する。	県は、事業者の定款、株主名簿、事業者が締結する契約等に則り、事業が実施されているかの確認を行う。

※セルフモニタリング、実績評価の実施に際し、県に発生した費用は県が負担し、それ以外に事業者に発生した費用（第三者機関による評価を含む。）は事業者が負担する。

※事業者の運営等に疑義等がある場合には、県は株主総会及び取締役会の議事録等の内部書類の提出を求めることができる。

Ⅲ 財務状況等のモニタリング

1 基本的な考え方

財務状況に関するモニタリングは、統括管理業務におけるモニタリングに加え、政策的支援による県の財政支出を行うに当たり、事業者の財務状況の把握及び適切な会計処理の実施状況等について確認するとともに、本事業におけるサービスの提供が停止される又は事業者が債務超過等によって事業継続が困難になる、といった事態を回避するために実施する。

県は、事業者からの報告を確認することを基本とし、資金収支の状況、株主総会資料等による経営状況、直接協定による金融機関との情報交換等により確認する。

2 モニタリング方法

(1) 書類による確認

事業者は、要求水準書「第2章 第2節 第2 総務・経理業務」のとおり、会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書のほか、監査報告、会計監査報告、キャッシュフロー計算書（以下「財務書類等」という。）について県に報告する。

併せて事業者は、業務計画書、年度業務計画書、年度業務報告書の中で、財務面の諸計画を県に報告する。

県は、報告された財務書類等に基づき、事業者の財務状況等を確認する。

(2) 会議による確認

要求水準書「第10章 第1節 第5 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県は、財務書類等に反映された事業者の取引が提案書どおりに事業を遂行した結果及び業務計画に示したものであるか、また、その結果が事業者の財務状況を将来的に悪化させないものであるか等の確認を行う。

このときに、事業者が提出した財務書類等のみでは提案書による提案内容及び業務計画との関係が確認できない場合、県は、必要に応じて、該当する取引に関する契約書類等の提出を要求する場合がある。

なお、事業者が自ら任意事業を実施する場合には、事業者は、特定事業と任意事業の経理を区分し管理するものとする。

(3) その他の確認

実施契約第78条に従い、事業者が金融機関から融資を受けて、県が当該金融機関と直接協定を締結した場合、県は直接協定の規定に従って、当該金融機関と協力して事業者の財務状況等をモニタリングする。

Ⅳ 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務のモニタリング

1 基本的な考え方

愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務に係るセルフモニタリングは、施設の運営及び維持管理の目的達成のために必要な各業務が要求水準を確保して適切に実施されているかどうかを、「2 モニタリング方法」及び「3 モニタリング手順」に示す方法・手順で行う。

事業者は、各業務の履行について業務計画書等に基づき確認を行うとともに、業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の運営・維持管理状況を基に要求水準を満たしているかどうかのセルフモニタリングを行い、要求水準確認結果を含む報告書を作成し、県に提出し、確認を受ける。

県は、報告書、各提出書類及び実際の運営・維持管理状況を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの実績評価を行う。

また県は、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務の各業務（「Ⅳ.」では以下「各業務」という。）の品質確保のために必要と認めた場合は、運営・維持管理状況の実地における確認を行う。

2 モニタリング方法

（１） 書類による確認

事業者は、各業務に従事する者の業務遂行状況及び要求水準達成状況を自らセルフモニタリングの上、図表 7 に示す提出書類を、それぞれの提出時期までに県に提出して確認を受ける。

図表 7 事業者が作成する提出書類

提出書類	提出時期
業務責任者届及び業務担当者配置届	本事業を構成する個別業務開始前まで 変更時は必要に応じて随時
業務計画書	本事業開始日の 30 日前まで
中長期修繕計画書	本事業開始日の 6 ヶ月前まで
年度業務計画書	本事業開始日の 30 日前まで 変更時は必要に応じて随時
月次業務報告書	毎月業務終了後、当該月の末日から起算 して 10 日（休日を含まない。）以内
年度業務報告書	当該事業年度終了後 3 ヶ月以内
引継業務報告書	事業期間終了時

（２） 会議による確認

要求水準書「第 10 章 第 1 節 第 5 会議体の設置」に示す協議会等を活用し、県が実績評価

を行うとともに、その結果も踏まえて、課題、対応方針を確認・共有する。

(3) 現地における確認

上記を実施した上で、更に必要がある場合には、県は現地における確認を行う。その際、事業者は、県の現地における確認に必要な協力を行う。

3 モニタリング手順

各業務に対するモニタリングの手順及び事業者と県の作業内容は以下のとおりである。

ただし、モニタリング方法についての詳細は、実施契約の締結後に策定するガバナンス実施計画書において確定する。

図表8 モニタリング手順等

	事業者の作成書類、 セルフモニタリング	県の実績評価
計画時	・業務開始時までに業務責任者届、業務担当者配置届を作成し、県へ提出する。 ・業務計画書及び中長期修繕計画書を作成し、県へ提出する。 ・年度業務計画書を各提出時期までに作成し、県へ提出する。 ・諸報告書を作成し、県へ提出する。（効率的に作成可能な様式とする。）	・各種計画書の内容を事業者と協議し、確定する。 ・諸報告書の様式及び内容を事業者と協議し、確定する。（作成の効率性も協議する。）
業務実施段階	・ガバナンス実施計画書に基づき、日常的にセルフモニタリングを実施するとともに、月次の連絡会議、半期ごとの事業調整会議などの会議体にて県と共有・報告して、その進捗状況を協議する。 ・本事業の運営やサービスの提供に影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに県に報告する。 ・モニタリング結果の公表について、県へ協力する。	・事業の進捗状況を「要求水準書」「ガバナンス実施計画書」に照らして評価するとともに、改善等が必要な場合にはその具体を協議する。 ・本事業の運営やサービスの提供に影響を及ぼすと思われる事象の報告を受けた場合、対応策を協議する。 ・公表すべきモニタリング結果について、事業者と協力の上で準備して公表する。

※セルフモニタリング、実績評価の実施に際し、県に発生した費用は県が負担し、それ以外に事業者に発生した費用（第三者機関による評価を含む。）は事業者が負担する。

※事業者の運営等に疑義がある場合など、必要な場合には、県は、例えば業務報告書（日報）などのより詳細な情報を求めることができる。

※県は、実績評価実施に当たり、事業者が現地調査を要請した場合、その他県が必要と判断した場合には、県は現地における確認を行う。その際、事業者は、県の現地における確認に必要な協力を行う。

V 契約終了時のモニタリング

※本項における記載は、実施契約の対象範囲内の業務のモニタリングに限る

1 モニタリング方法

県と事業者は、事業期間終了5年前に、事業期間終了後の保有資産の取扱いについて、協議を開始する。

事業者は、事業終了時の1年前に、施設・設備の劣化等の状況及び施設・設備の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。

県は、上記の報告内容について確認を行う。

県及び事業者は、上記による確認内容に基づき、必要に応じて協議する。

事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時まで、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、県に確認等を受ける。

2 確認方法

(1) 書類による確認

事業者は、現況図面、施設の保全に係る資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業終了時に県に提出して確認を受ける。

図表 9 事業終了時の提出書類

提出書類	提出時期
保有資産のデータベース	事業期間終了時
引継業務報告書	事業期間終了時
その他県が必要とする書類等	事業期間終了 5 年前以降、随時

VI 要求水準未達の場合の措置

※本項における記載は、実施契約の対象範囲内の業務のモニタリングに限る

1 是正措置

(1) 是正レベルの認定

本事業は、事業期間が長期にわたることから要求水準の未充足を抑止するための仕組みの構築が必要である。

このため、県は、モニタリングを実施した結果、本事業が要求水準書等に規定されている水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、次に示す基準等に従い、その是正レベルの認定を行い、事業者又は任意事業実施企業に通知する。

なお、任意事業に関する基準については、民間事業者が提出する提案書の内容を踏まえ、別途定めるものとする。

レベル1：施設の運営・維持管理に軽微な支障がある場合等

レベル2：施設の運営・維持管理に重大な支障がある場合等

レベル3：人命に関わる場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合、重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合等

要求水準書等に規定する水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象例の一部を以下に示す。

図表 10 是正レベル別の事象例

レベル	事象例（一部）
レベル1	・業務報告の不備 ・重大な支障はないが、必要な設備の保守管理業務等の未実施 ・整備不良や故障等による施設や設備の短期間の停止 ・提出書類を期限までに提出しない場合 ・各種計画書等の改善を必要に応じて行わない場合 ・重要な連絡や報告の内容の不備 ・提出された計画書や事業計画に従って業務が実施されていないと県が判断した場合
レベル2	・各種計画書等に記載された作業の未実施 ・整備不良や故障等による施設や設備の長期間の停止 ・合理的な理由のない不具合等の放置 ・頻発するトラブル等に対して必要な対策等を講じない場合 ・長期にわたり連絡若しくは報告がない場合 ・レベル1に該当する場合で是正指導の手続を経て、なお是正が認められないと県が判断した場合
レベル3	・安全措置の不備等による人身事故の発生 ・環境保全に関する規制基準の遵守違反 ・重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合 ・レベル2に該当する場合で再度是正勧告の手続を経て、なお是正が認められないと県が判断した場合

(2) 注意

県は、要求水準書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生する恐れがある場合、文書により事業者又は任意事業実施者に対して当該業務の是正を行うように「注意」を行うものとする。

事業者又は任意事業実施者は、県から「注意」を受けた場合、速やかに是正対策を行うものとする。

(3) 是正指導

県は、レベル1に相当する事象が発生した場合（「注意」の手続を経てもなお是正が認められずレベル1に相当する事象の発生に至った場合を含む。）、事業者又は任意事業実施者に対して書面により業務の是正指導を行うものとする。

事業者又は任意事業実施者は、県から是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について県と協議を行い、是正対策と是正期限等を県に提示し、県の承諾を得た上で、速やかに是正措置を行うものとする。

(4) 是正指導の対処の確認

県は、事業者又は任意事業実施者からの是正指導に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

(5) 是正勧告

県は、レベル2に相当する事象が発生した場合（「是正指導」の手続を経てもなお是正が認められずレベル2に相当する事象の発生に至った場合を含む。）、事業者又は任意事業実施者に対して書面により業務の是正勧告を行う。この場合、県は、事業者又は任意事業実施者に対し、かかる業務を停止させることができるものとし、停止により事業者又は任意事業実施者に対して発生した損害、追加費用等については一切負担しないものとする。

事業者又は任意事業実施者は、県から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに県と協議を行い、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を県に提出し、県の承諾を得た上で、速やかに是正措置を行うものとする。

(6) 是正勧告の対処の確認

県は、事業者又は任意事業実施者からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

2 実施契約等の解除等

(1) 業務実施企業の変更

県は、レベル3に相当する事象が発生した場合（「是正勧告」の手続を経てもなお是正が認められずレベル3に相当する事象の発生に至った場合を含む。）、当該事象が発生した業務に係る業務実施企業又は任意事業実施者の変更を請求することができ、事業者又は任意事業実施者はこれに従うものとする。

(2) 実施契約等の解除

業務実施企業の変更後も、要求水準書等に規定する水準及び仕様を満たしていない状況となった場合には、県は、実施契約又は任意事業協定のうち当該状況が発生した業務又は事業に係る部分（愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務は運営権を、任意事業は個別の任意事業協定を、それぞれ最小の単位とする。）を解除することができる。また、県は、事業者又は任意事業実施者が合理的な理由なく任意事業を実施しなかった場合、その事実を公表することができる。

3 違約金の算定

(1) 対象業務

全業務において、業務の品質低下を抑止するための仕組みとして導入する。

ただし、違約金を徴収すること自体が目的ではなく、是正措置（レベル1に相当する事象の場合は是正指導及びペナルティポイントの付与、レベル2に相当する事象の場合は是正勧告及びペナルティポイントの付与）を繰り返すことを通じて、施設の運営維持管理に関する要求水準を回復させることを目的とするものである。

(2) ペナルティポイントの計上

県は、事業者に対して、統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務において「是正勧告」を行った場合、ペナルティポイントを計上、加算し、事業者に通知する。

なお、ペナルティポイントの累計値は翌年度に持ち越さないものとする。

任意事業において合理的な理由なく提案どおり実施されない状況となった場合は、ペナルティポイントは付与されない。ただし、2（1）の手続に従って任意事業実施者の変更を請求したにもかかわらず是正が見込まれない場合は、後述（3）に示す方法で違約金を徴収する。

図表 11 統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務におけるペナルティポイント

レベル	事象	ペナルティポイント
レベル 1	愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務の推進等において、軽微な支障がある場合等	事象発生ごとに 0.1 ポイント
レベル 2	愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務の推進等において、重大な支障がある場合等	事象発生ごとに 0.5 ポイント
レベル 3	人命に関わる場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合、重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合等	事象発生ごとに 10 ポイント

(3) ペナルティポイントの違約金への反映

県は、ペナルティポイントの 1 年間の合計を計算し、下表に従って当該事業年度の県費用負担額に対する違約金の割合を定めるものとし、事業者が違約金を支払う必要がある場合には、当該年度の支払額を事業者へ通知し、その支払いを請求する。

なお、県から事業者に対する上記の違約金の請求は、実施契約の解除に伴う違約金及び損害賠償の請求を妨げないものとする。

任意事業における違約金の額については、あらかじめ一律に定めることは困難であるため、初期投資額の 10%又は年間売上高の 20%のうちいずれか高い方の額を基本とし、基本協定書の締結までに協議の上定めるものとする。

図表 12 統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務における県費用負担額（運営・維持管理業務）（※）年額に対する違約金の割合

レベル	事象	違約金の割合
レベル 1	愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務の推進等において、軽微な支障がある場合等	累計 0.5 ポイントごとに当該事業年度の県費用負担額（運営・維持管理業務）の合計額 $\times 0.1\%$
レベル 2	愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務の推進等において、重大な支障がある場合等	累計 2.5 ポイントごとに当該事業年度の県費用負担額（運営・維持管理業務）の合計額 $\times 0.5\%$
レベル 3	人命に関わる場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合、重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合等	10 ポイントごとに当該事業年度の県費用負担額（運営・維持管理業務）の合計額 $\times 2\%$

※運営権対価が提案された場合は、事業者の提案内容を踏まえて県と事業者が協議して定める。

Ⅶ 提出書類等

1 業務計画書

(1) 業務計画書の作成

統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務、任意事業のそれぞれについて、各業務の開始前及び毎年度開始前に業務計画書を作成し、県の確認を受けること（これらの業務計画書内には、必ず財務面での諸計画を含むものとする。）。

なお、全ての業務に関して、業務開始前の業務計画書作成は必須とするが、運営期間終了時の引継ぎ業務、事業者による追加投資等、毎年度必ず発生しない業務については、その後は変更が生じた際等必要に応じて作成すればよいものとする。

(2) 業務計画書の内容

各業務の業務計画書には、基本的に次の事項を記載するものとする。なお、事業者の提案内容を踏まえて、県と協議の上、具体的な記載内容及び書式等について、決定するものとする。それら決定した事項は、ガバナンス実施計画書に反映させる（これらの業務計画書内には、必ず財務面での諸計画を含むものとする。）。

ア 統括管理業務

- (ア) 統括マネジメント業務
- (イ) 総務・経理業務
- (ウ) ガバナンス業務

イ 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 舞台設備保守管理業務
- (エ) 修繕業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 環境衛生管理業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 植栽維持管理業務
- (ケ) 外構管理業務
- (コ) 芸術文化情報システムの維持管理業務
- (サ) 備品保守管理業務
- (シ) 緊急・救急対応に関する業務
- (ス) その他業務（光熱水費の支払い等）

ウ 愛知県芸術劇場の運営業務

- (ア) 戦略立案及びその実施に係る業務
- (イ) 各ホール等の運営等に関する業務
- (ウ) 集客促進に関する業務
- エ 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務
 - (ア) 施設・空間及び敷地を有効活用した業務
 - (イ) 愛知県美術館や近隣施設等と連携して実施する業務
 - (ウ) その他施設の利用等に関する業務
- オ 運営事業開始準備業務
- カ 事業者が任意で行う業務
 - (ア) ネーミング・ライツ業務
 - (イ) その他事業
- キ その他実施契約及び要求水準書に規定される業務

2 業務報告書

(1) 業務報告書の作成

統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務、運営事業開始準備業務、任意事業のそれぞれについて、年度ごとに業務報告書を作成すること。なお、統括管理業務及び任意事業以外の業務においては、事業調整会議・連絡会議などの会議体にて月次・半期の報告を行うこと。また、県が必要とする場合、日次の業務報告などより詳細な報告を行うものとする。

これらの業務報告書の作成にあたっては、それ自体に時間・費用等の資源を過度に費やすことなく、効率的なプロセス・様式等を事業者が提案し、県と協議の上で採用すること。

(2) 業務報告書の内容

業務計画書の記載事項に基づく内容を基本として、業務報告書を作成するものとする。ただし、報告事項の詳細については、事業者の提案内容及びガバナンス実施計画書を踏まえて、セルフモニタリング結果等を活用するなど、県との協議により、あらかじめ具体的に決定する。

なお、統括管理業務及び任意事業以外の業務においては、事業調整会議・連絡会議などの会議体にて月次・半期の報告、また県が必要とする場合の日次ごとの業務報告などに対応すること。

(3) 業務報告書の保管

全ての業務報告書は、本事業が終了するまで適切に保管すること。具体的な保管方法については、県との協議により決定することとする。

(4) 業務報告書の公表

県が年度業務報告書の内容を公表する際は、企業ノウハウの保護の観点から配慮を行うものとする。

別紙5 ガバナンス体制

協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書（案）

愛知県（以下「県」という。）及び●●株式会社（以下「事業者」という。）は、県と事業者との間で令和●年●月●日付けで締結した愛知県芸術劇場等運営等事業公共施設等運営権実施契約書（その後の変更を含む。）第17条（ガバナンス体制の構築）に基づく協議会、事業調整会議及び連絡会議（以下「協議会等」という。）の設置、同条の規定に基づき協議会等が助言（提案・勧告）を受ける第三者機関（以下「第三者機関」という。）の設置、並びに同条の規定に基づくファシリテーターの設置について以下の要綱を定めるとともに、かかる要綱に従って協議会等、第三者機関、及びファシリテーターを運用することを確認する。なお、かかる要綱は、県及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

- 1 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱（「協議会等運営ガイドライン」を含む。）（別添1のとおり）
- 2 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る第三者機関設置要綱（別添2のとおり）

以上を証するため、本確認書を2通作成し、県及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

●年●月●日

県

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

県民文化局長

事業者

名古屋市●●

●●株式会社

代表取締役社長 ●●

(別添1) 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱(案)

(設置目的)

- 第1条 愛知県(以下「県」という。)及び●●株式会社(以下「事業者」という。)は、愛知県芸術劇場等運営等事業(以下「本事業」という。)の実施に係る関係者間の情報共有、協議及び合意形成を円滑化し、本事業を安定的に継続することを目的として、県と事業者との間で令和●年●月●日付けで締結した愛知県芸術劇場等運営等事業公共施設等運営権実施契約書(以下「実施契約」という。)第17条(ガバナンス体制の構築)に基づく本事業に係る官民の会議体として、加えて、県及び任意事業実施企業が●年●月●日付けで締結した愛知県芸術劇場等運営等事業任意事業協定書に基づき任意事業実施企業が参加するための会議体として、協議会、事業調整会議、連絡会議(以下「協議会等」という。)を複層的に設置する。
- 2 前項に定める複層的な協議会等は、本事業のガバナンス確保の中核機能として位置付ける。
- 3 本事業のガバナンス強化の観点から、協議会等は、自らの協議に対して、実施契約第17条(ガバナンス体制の構築)及び実施契約のガバナンス体制の構築に関する規定に基づいて第三者の有識者により構成される機関の助言(提案・勧告)を受けることができる。また、設置する協議会等及び第三者機関が円滑に機能を果たし、本事業のガバナンスの確保を確実なものとするため、実施契約第17条及び実施契約のガバナンス体制の構築に関する規定に基づいて任命されるファシリテーターの諸調整を受けることができる。当該第三者機関及びファシリテーターの設置については、別途の要綱にて定める。

(所掌事項、構成等)

- 第2条 協議会等は、次の事項を所掌する。
- (1) 実施契約の変更、要求水準の変更、任意事業協定の変更、事業全体の進捗状況、会議体の設置、その他事業全般に係る公的な協議が必要な事項
- (2) 任意事業を除く本事業における要求水準の充足状況及び課題の確認に関する事項
- (3) 任意事業における進捗・実施状況及び課題並びに業務目標の達成状況の確認に関する事項
- (4) 事業者の財務状況の確認に関する事項
- (5) 業務遂行上の諸課題に対する情報共有、協議、及び対応策の進捗状況の確認に関する事項
- (6) 第三者機関の構成員の選定、及び当機関への付託に関する事項
- (7) 緊急事態への対応に関する事項
- (8) その他本事業の安定的な継続に関して必要な事項
- 2 協議会等は、前項に定める事項を複層的に分掌する。各会議体の主たる議事は、第5項に定めるとおりとする。
- 3 業務遂行の有効性・効率性確保の観点から、事業調整会議及び連絡会議は、任意事業を除く本事業・任意事業別に設置することも可能である。更に、これら各事業を構成する業務部門ごとに設置することも可能である。なお、これらの設置は、協議会での承認を前提とする。

- 4 本事業に係る官民の会議体は、協議会等に限定されず、業務遂行の有効性・効率性確保の観点からの具体的な必要性に応じて、別途の会議体を設置することも可能である。なお、別途の会議体の設置は、協議会での承認を前提とする。
- 5 協議会、事業調整会議及び連絡会議が行う主な議事は、下表のとおりとする。

会議体名 (仮称)	議事
協議会	・ 契約、要求水準等の変更等、事業全般に係る公的な協議 ・ 要求水準の充足状況、課題の確認・協議 ・ 事業者の財務状況の確認・協議
事業調整会議	・ 要求水準の充足状況、課題の確認 ・ 事業者の財務状況の確認・協議
連絡会議	・ 要求水準の充足状況の確認・協議 ・ 諸課題に対する進捗状況の確認・情報共有

(協議会の組織)

第3条 協議会は、県及び事業者の中から別表に示す合計●名の会員により組織することを基本とする。協議会は、本事業に係る最高意思決定機関として位置付ける。

- 2 協議会には会長を置くものとし、●●を会長とする。
- 3 第1項に定めるほか、協議会には、第2条第1項第1号及び第3号に定める事項を確認するため、任意事業実施企業が参加するものとする。また、協議会の会長は、必要に応じて公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）の役職員を始め構成員以外の者にも参加を求め、意見等を求めることができるものとする。なお、協議会において事業者と文化振興事業団が協議をする場合、県は、コンセッション事業の成果の創出の観点から必要な意見を述べるものとする。

(事業調整会議の組織)

第4条 事業調整会議は、県及び事業者の中から別表に示す合計●名の会員により組織することを基本とする。事業調整会議は、本事業に係る経常的な進捗管理の中心機関と位置付ける。

- 2 事業調整会議には議長を置くものとし、●●を議長とする。
- 3 第1項に定めるほか、事業調整会議には、第2条第1項第3号に定める事項を確認するため、任意事業実施企業が参加するものとする。また、事業調整会議の議長は、必要に応じて文化振興事業団の役職者を始め構成員以外の者にも参加を求め、意見等を求めることができるものとする。なお、事業調整会議において事業者と文化振興事業団が協議をする場合、県は、コンセッション事業の成果の創出の観点から必要な意見を述べるものとする。

(連絡会議の組織)

第5条 連絡会議は、県及び事業者の中から別表に示す合計●名の議員により組織する。連絡会

議は、本事業に係る日々の実務の実質的な協議・調整機関と位置付ける。

- 2 連絡会議には議長を置くものとし、●●を議長とする。
- 3 第 1 項に定めるほか、連絡会議の議長は、必要に応じて文化振興事業団の役職者を始め構成員以外の者にも参加を求め、意見等を求めることができるものとする。なお、連絡会議において事業者と文化振興事業団が協議をする場合、県は、コンセッション事業の成果の創出の観点から必要な意見を述べるものとする。

(会員等の任期)

第 6 条 協議会、事業調整会議及び連絡会議の会員及び議員（以下「会員等」という。）の任期は、●年●月●日から実施契約の終了日までとする。

- 2 会員等が異動その他の理由により会員等の職を辞したときは、その所属する協議会等において後任者を定めるものとする。

(協議会等の運営)

第 7 条 協議会等は、以下に定める頻度及び要件により、それぞれの会長又は議長が召集する。

- (1) 協議会 不定期（1 名以上の会員が必要と認め、会長に召集の申出があったとき）
ただし、必要性の申出がなくても年に一度は開催する。
 - (2) 事業調整会議 半期に一度程度 ただし、事務効率化等の観点から、設置後の開催状況に応じて、協議会又は連絡会議の開催をもって代えることも可能とする。
 - (3) 連絡会議 月一度程度 ただし、業務遂行上の必要性に応じて、より頻繁に開催することも何ら問題ない。
- 2 協議会等は、それぞれの会員又は議員の全員の出席がなければ、開催することができない。
ただし、協議会等の会員が不在のときは、あらかじめ、その所属する組織の役職員を代理人に指名することができる。
 - 3 協議会等の議事は、それぞれの会員又は議員の全員の合意をもって決する。ただし、緊急事態の発生時など、会長又は議長が真にやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
 - 4 協議会等の議事を、それぞれの会員又は議員に対する回議をもって決することはできない。
ただし、緊急事態の発生時など、会長又は議長が真にやむを得ないと認めるときに限り、例外としてこれを認める。
 - 5 協議会等の議事の内容、協議等の経緯、結果については、議事録を必ず作成することとし、構成員である会員・議員が共有するとともに、事務局にて保管する。
 - 6 協議会等の会長又は議長は、第 3 条から第 5 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、協議会等に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。恒常的に特定の関係者の出席を求め意見を聴くことも妨げない。
 - 7 協議会等は非公開とする。
 - 8 協議会等の議事を公開する必要がある場合は、それぞれの協議会等の会員又は委員の了解を経て、これを行うものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の事務局は、愛知県県民文化局に置く。

(守秘義務)

第9条 会員等並びに第3条第3項、第4条第3項、第5条第3項及び第7条第6項の規定に基づき参加し意見等を求められた者（以下「守秘義務対象者」という。）は、協議会等で知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。ただし、県又は事業者が公表した情報及び既に公知となっている情報については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、守秘義務対象者は、次に掲げる場合に限り、協議会等で知り得た情報を開示することができる。

(1) 当該情報を知る必要のある県、事業者又は任意事業実施企業の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、守秘義務対象者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(2) 当該情報を知る必要のある実施契約に定める構成企業、協力企業、本事業に関して、事業者が融資等を行う金融機関等若しくは任意事業に関して、任意事業実施企業に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、守秘義務対象者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

(ファシリテーターの活動)

第10条 ファシリテーターは、協議会の1名以上の会員からの直接要請を受けて活動を開始する。当該直接要請をもって協議会としての要請が成立したものとする。当該会員は要請した旨を事務局に通知するとともに、事務局は全会員にその旨を通知する。なお、事務局は、これらの事実を書面に残すとともに、次回の協議会の議事録にその旨を記載する。

2 ファシリテーターは、要請された事項について、協議促進、相互信頼の構築・回復、紛争の回避（ファシリテーション）等の活動を行う。

3 ファシリテーターは、主たる活動として、ヒアリング、現地調査、内部協議、協議会に対する提案などを行うものとする。ただし、これらに限定されることなく、目的に照らして必要かつ適切な活動を適宜行うものとする。ファシリテーターは、これら活動の結果について直接、第三者機関に報告する。また、これら活動は活動への出席者がその議事録を必ず作成することとし、出席者が保管する。この議事録の会員間での共有については、ファシリテーターへの要請者の意向に基づく。

4 協議会の会長は、ファシリテーターによる提案を受けたときは、速やかに協議会に報告して、それを踏まえた具体的な対応策を早急に検討するものとする。そしてその検討結果を、ファシリテーターによる本条第3項による報告とは別に、協議会として第三者機関に報告する

ものとする。

- 5 ファシリテーターの活動経費は、事業者と県が折半して負担する。
- 6 ファシリテーターの活動に対しては、一定の報酬を支払うものとし、その条件や水準については、協議会にて定める。また当該報酬は、前項の活動経費により賄うこととし、その支払い等の事務は協議会等の事務局が担当する。
- 7 ファシリテーターの活動は非公開とする。ただし、活動内容等を公開する必要がある場合は、協議会の合意を経てこれを行うものとする。
- 8 ファシリテーターは、活動上で知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。ただし、県又は事業者が公表した情報及び既に公知となっている情報については、この限りではない。
- 9 本条に定めるもののほか、ファシリテーターに期待され、また想定される活動や役割については、別途協議会等運営ガイドラインにて示す。

(その他)

- 第11条 この要綱において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、実施契約において定められた意味を有するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会等に関して必要な事項は、協議会で審議の上で別に定める。
 - 3 この要綱の別添として、県、事業者のいずれもが協議会等を運営するにあたり本事業のガバナンスの確保と強化の観点から留意すべき諸点をまとめた「協議会等運営ガイドライン」を定めるものとする。

附 則

この要綱は、●年●月●日から施行する。

別 添

協議会等運営ガイドライン

別表

愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等 名簿

協議会

所 属	会 員
愛知県（〇名）	〇〇 〇〇
〇〇〇〇株式会社 （〇名）	事業統括責任者 〇〇 〇〇

事業調整会議 （事業別・業務部門別に設置する際は、それぞれの名簿を個別に作成する。）

所 属	会 員
愛知県（〇名）	〇〇 〇〇
〇〇〇〇株式会社 （〇名）	事業実施責任者 〇〇 〇〇

連絡会議 （事業別・業務部門別に設置する際は、それぞれの名簿を個別に作成する。）

所 属	議 員
愛知県（〇名）	〇〇 〇〇
〇〇〇〇株式会社 （〇名）	〇〇 〇〇 〇〇

(協議会等設置要綱・別添) 協議会等運営ガイドライン (案)

【本ガイドラインの趣旨】・・・ガバナンスの確保・強化のために

本ガイドラインは、協議会等設置要綱にて規定する複層的な会議体（協議会等）を、本事業の遂行に即して運営していく際の留意事項を定めるものである。

本ガイドラインでは主として、本事業の「ガバナンスの確保・強化」の観点からの留意事項を取り扱っている。それは、「ガバナンスの失敗」に起因する「官民連携（PPP）の失敗」事例が国内外で既に数多く発生している中、本事業も、劇場におけるコンセッション案件として、先行事例のない事業遂行を今後 15 年間以上の長きにわたって責任を持って実施していくことが求められていることを踏まえ、ガバナンスの確保・強化の重要性を改めて官民双方の共通認識とするとともに、その具体的な実施方策とその考え方（留意点）を官民各主体が共有しておくことが重要となるからである。

なお、ここでガバナンスとは「本事業の官民の利害関係者が、具体的には事業者（及びその構成員）と県が、意思決定、舵取り、執行、監視、（情報・説明の）請求、（必要に応じた）是正要求、などを行うことを通じて、本事業が、めざす成果をあげてその目的（目標）を達成するとともに、説明責任を果たし、かつ法令遵守（コンプライアンス）を確保すること」という。

【協議会等における協議の前提】・・・基本認識として

（相互依存関係の再認識）

第1条 特に運営権が設定される業務において、本事業における官民各主体の行動は自己完結しておらず、所有者・運営権者として相互に依存する関係にある。更に、「三方良し」の実現を官民共通の目的に掲げる本事業においては、その「三方良し」の一角でも崩れると、それは自らの利益の崩壊にも直結する。そのような相互依存関係の下で事業の枠組みが構築され実施されていることを、改めて官民共通の基礎認識とすることが重要である。なお、相互依存関係の具体的内容は、募集要項、実施契約、任意事業協定書等に表示されており、官民いずれの主体もそれらを熟知する必要がある。

（目的・目標の共有）

第2条 「三方良し」を含む本事業の「目的」（全体目的・個別目的）とその達成水準を示す「目標」とを、官民の全ての主体が共有することが極めて重要である。そして、利害が全く異なる多様な主体が参加して、相互依存しつつ取り組むのは、まさにこの目的・目標を達成するためであることの共通認識をしっかりと持つことが求められる。

（信頼（trust）の重要性）・・・ガバナンスの基礎として

第3条 官民の間の若しくは民間事業者間の相互の「信頼（trust）」は、本事業の成否を分ける重要な要素である。ここで信頼（trust）とは、「他者が自らに対して抱く動機・意図について、

（潜在的なリスクが存在する中でも）前向きな期待を持つこと。」との意味で用いている。目的や利害が異なる多様な主体が集って一つの事業に取り組むネットワークのような組織では、参加主体間の信頼（trust）の状況が、その組織があげうる成果に大きく影響を及ぼすことが、様々な研究により明らかになっている。本事業もまさにそのようなネットワーク的な組織によるものであり、信頼（trust）の重要性への認識を持つことが極めて大切になる。

また、相互の信頼（trust）の状況によって、ガバナンスの確保の方法も異なってくる。信頼（trust）関係の状況に応じたガバナンスの枠組みを採用することが必要となり、その意味から、ガバナンスの枠組みは動態性を帯びることとなる。なお、その相互の信頼（trust）状況は、データ等によって客観的にその水準が示されるというよりも、当事者や第三者の実感などによって、段階的なものとして了解されることになる（例えば、極めて良い・良い・まあまあ・悪い・極めて悪い、など）。

信頼（trust）の状況が芳しい場合には、下記に示すような「内部統制」（三位一体の自律的なガバナンス）の枠組みにより、階層的な会議体を活用して、可能な限り客観的な業績情報を用いた確認・協議を行い、それを適切に議事録に記録していくことで、円滑なガバナンス機能を確保しうる。

他方で、①事業開始のタイミングや、キーパーソンや参加企業の入れ替わりがある際など、新たに信頼（trust）関係を構築する必要があるとき、若しくは、②不幸にして官民の間の、若しくは民間事業者間の信頼（trust）関係が損なわれている際には、「第三者機関」による中立的かつ専門的な視点からの助言・勧告（外部統制）や、「ファシリテーター」による公式・非公式の調整も活用して、ガバナンス機能を確保することを想定している。

なお、官民ネットワークの部門ごとに、若しくは全体と部門において、信頼（trust）の状況が異なることも想定される。それぞれに異なるガバナンスの枠組みが適用されることもあり、ガバナンスの枠組みにおける階層性の確保はその観点からも重要となる。

（ガバナンスの枠組み）

第4条 要求水準書及びガバナンス基本計画に示すように、本事業のガバナンスは、モニタリングによって得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①当事者間で複層的に構成する「会議体」を通じた協議による統制（内部統制）と、②外部有識者により構成する「第三者機関」を通じた調整・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、機能させる。併せて、官民の相互依存性などを踏まえて、内部・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーションの機能を導入する。

【内部統制の枠組み】・・・「三位一体」のガバナンス

第5条 本事業の内部統制においては、「会議体」「業績情報」「議事録」の3要素を有機的に活用することで、ガバナンスの維持・確保に努める。

構成要素	ガバナンス上の役割	官民の多様な主体間で果たす機能
会議体	中枢機能	・相互の進捗確認・報連相、情報共有 ・協議・調整、合意形成、意思決定
業績情報	共通言語	・冷静かつ一貫性のある協議を可能に
議事録	共有財産	・協議経過や合意の記録・確認 ・中長期にわたる関係性の軌跡を共有可能に

(1) 会議体の重視（ガバナンスの中核機能として）

協議会等設置要綱を基に設置される複層的な協議会等の会議体は、本事業にて官民間に設定される唯一の公式のコミュニケーション・チャンネルである。単に県による事業者のモニタリングの場所ではない。多様な官民主体が参画し、かつ長期にわたる本事業において、その根幹をなす官民の情報共有、協議、諸調整、合意形成が、全てこれらの会議体を通じて行われる。すなわち、本事業の中枢機能をこれらの会議体が担うこととなり、本事業のガバナンスが有効に維持され強化されるか否かは、これらの会議体が有効に機能するかにかかっている。全ての参加主体はこの点を十分に踏まえて、これらの会議体を大切に運営していく必要がある。

特に、官と民は契約に基づく対等な関係にあり、組織も水平な（フラットな）中で、上記のように相互依存しているため、双方がすくんでしまって円滑な業務遂行が妨げられることのないよう、会議体を通じた密なコミュニケーションが求められる。

(2) 客観的な業績情報の重視（共通言語として）

① 客観的な業績情報を活用した協議 ＜モニタリングと協議会等との関係＞

これら協議会等を円滑に運営していくための一つの重要な視点は、できるだけ「客観的な」業績情報を常に用いることである。利害や文化の異なる官民主体の協議が衝突や紛争に発展してしまうことを回避して、事業を円滑に推進させていくためには、「客観性・中立性」「共通性・共有性」といった特質を持つ業績情報が、多様な主体間の「共通言語」として有効に機能する（下記 参照）。それを十分に活用するためには、適切な業績情報を入手しうるように、様々なモニタリングが適切に実施されなければならない。すなわち、官民双方の複層的なモニタリング活動を通じて、官民双方の活動に対する客観的な情報が収集され、それが協議会等に的確に提供される必要 がある。

なお、客観的な業績情報とは、必ずしも成果（アウトカム）レベルの情報を意味するわけではない。「ガバナンス基本計画」を基に、「要求水準書」に規定される指標や、それ以外に官民協議の上で設定した指標、日常的な活動を測る活動（アクティビティ）やその結果（アウトプット）情報など、諸規定や協議に適合したものであれば、差し支えない。その際、できるだけ定量的な情報が望ましく、また定性的の場合にも、進捗状況を容易に判断しうるものが望ましい。

ただし、モニタリングの対象となる指標は、本事業の共通・個別の目的を的確かつ客観的に体現している必要がある点に留意する。

以下、参考として、客観的な業績情報の特質を整理しておく。これらの特質が、協議会等を

中核機能とする本事業に、一貫性と規律を与え、多様性に富む全ての参加主体が、これら業績情報を「共通言語」「かすがい」として、現状の把握、協議、合意形成に取り組むことができるようになる。

【参考：業績情報の特質】

客観性・中立性	・状況をありのままに伝える ・特定の考え方や主体に偏らない
共通性・共有性	・誰にとっても全く同じ内容である ・立場が異なっても、誰もがそのまま共有可能

② 「解釈の相違」への対応

同じ客観的な業績情報を用いても、その解釈は主体や環境によって異なることが容易に想定される（例えば、「目標に対して 80%の達成率」をどう解釈するか、等）。そのような解釈の相違が生じることは極めて自然なことであり、したがって、そのような相違自体を回避する必要はなく、むしろ協議会等の協議の場にそのような見解の相違を積極的に持ち出して自由闊達に議論することが重要である。

しかし、解釈の相違に起因する利害の衝突や紛争への発展は回避すべきであり、そのためには、下記第 10 条（1）に示すような「紛争に発展させない協議」の工夫が求められる。

（3）議事録の重視（共有資産として）

本事業に係る協議会等の会議体では、議事録を作成する。論点や結論（具体的なアクション等）などの要点が明快に記述されていれば、必ずしも詳細なものを作成する必要はなく、簡潔なもので構わない。議事録の作成にあたっては、特定の担当者を設定する場合、持ち回りで作成する場合の双方が考えられ、各会議体にて協議の上で決定する。

議事録の作成は、ある意味で当然のことにように認識されて、その必要性や重要性を改めて確認する必要性は低いと想定されるかも知れない。しかし議事録の作成は、ガバナンスの維持・確保の観点から非常に重要なものであり、以下のような効用から、本事業のような多様な主体が参画する長期にわたる事業において、官民主体が共有する「共通の資産」として位置付けられる。議事録の効用として、具体的に、以下のような点があげられる。なお、「業務日報」「業務週報」等の作成と報告が求められている場合は、それらも併せて活用することで、以下の効用はより一層高まる。

- ・運営状況や協議内容・結果の記録媒体及び把握・共有ツール
- ・運営状況の説明・報告ツール（事業者本社、構成企業各社、等に対して）
- ・運営や協議の蓄積ツール（共通認識や「共有知」の醸成、共通の取組の積み上げ）、及びそれらの将来への引継ぎツール
- ・緊急事態や外部環境の変化などへの対応状況の記録・引継ぎツール
- ・これまでの諸経緯の理解・確認ツール
- ・積み残し課題の討議状況把握ツール

- ・ 同一・類似問題に対する対応・解決方策の継続性・一貫性の確保のツール
- ・ 人事異動若しくは参加主体変更時の引継ぎツール（これまでの状況を全て把握できる）
／等

【外部統制の枠組み】・・・「第三者機関」の設置

第6条 本事業のガバナンスを強化するために、第三者の有識者等で構成され、中立的かつ専門的な視点からのファシリテーションやアドバイス等を行う機関として「第三者機関」を設置する。

例えば、協議会等における官民当事者間の協議では中々進展しない局面となった場合などに、第三者機関による機能を介して、中立的かつ専門的な立場からの助言も踏まえて協議することができる。その場合も、客観的な業績情報を用いて協議することが重要である。

【ファシリテーターを通じた調整（ファシリテーション機能）】

第7条 本事業における官民間の相互依存性と水平性（フラットさ）に着目して、内部統制・外部統制の中間的な機能として、「ファシリテーターを通じた調整」によりガバナンス機能を確保することを想定する。

例えば、本事業の開始から間もなく主体間の関係構築がまだ途上の期間、それ以降でも官民の関係がギクシャクして協議会等での協議が円滑に進展しないとき、あるいはいずれかの主体に人事異動があり関係主体間の人間関係の再構築が求められるときなど、協議会等の複層的な会議体が（必要以上に）公式性を帯びて、本音での協議が難しいことも想定される。

そのような際に、このファシリテーターによる調整を機能させて、ガバナンス機能を維持・確保することができる。

これは、敷居を低くして主体間の意識のすり合わせを行う協議の仕組みであり、内々に相談・調整しうる仕組み、現場での悩みを開示して擦り合わせのできる仕組み、公式の会議体の枠組みに乗せる段取りをつける仕組み、などであるとともに、改めて主体間の意識を統一する枠組みでもある。その意味で、ファシリテーション機能と称している。

ファシリテーターは、両者との非公式な協議（一方主体との個別協議、双方主体との共同協議）を積み重ねて、そこで主体間の感情的な違和感・嫌悪感、及び内容面での見解の相違（相手への反対）などを、それらが協議会等にて（正式に）表明される前に、事前にまだ萌芽の段階で把握して、今後の進むべき方向性や懸案事項の着地点などについての主体間での共通認識の構築、及び関係主体間の相互信頼関係の構築・修復などに努める。

なお、ファシリテーターを通じた調整機能は、あくまで協議会等・第三者機関が円滑に機能することを側方支援する補完的な役割であり、協議会等を通じた内部統制が円滑に機能している際には特に具体的な役割が期待されない。また、第三者機関を通じた外部統制に依存する必要がある際にはそれと連携し、補佐する機能を果たすことが期待される。

併せて、ファシリテーターの機能は、極めて簡便な手続にて活用できる仕組みになっているものの、それは官民当事者間の直接的な協議の重要性を軽んじるものではないことに、改めて留意する必要がある。

【契約書関連文書に記載のない事項・事象について】

第8条 契約書関連文書にて、15年間以上の契約期間中に生じる事象の全てをあらかじめ正確に予測して、かつその対応策を官民当事者間で合意して記載しておくことは不可能である。したがって、以下のことはいずれも、事業期間中に容易に発生しうる。

- a) 契約書関連文書（最新版）に含まれていないこと（想定外のこと）、及び含まれているか（想定されているか）否か明快ではないこと
- b) 契約書関連文書（最新版）の合意後に発生したこと（諸状況の変化、政策・方針の追加・変更などを含む。）

これらへの対応については、無理に（一方的に）相手方の負担（事務的負担、財政的負担）を求めてはいけない。相手に押し付けてはいけない。

これらへの対応については、契約書関連文書には規定されて「いない」こと（若しくは規定されているか否かが不明快であること）を前提に、まずは協議会等にて、当事者間で真摯に協議しなければならない。そして、協議会等での当事者間での議論が整わない場合には、第三者機関やファシリテーターの機能を利用して協議を進めていく。

【ガイドラインへの反映と活用】

第9条 長期にわたる事業期間中には、人事異動等による担当主体の変更も想定しうる。しかしそうであっても、県と事業者との協議を「ゼロベース」で実施することは回避する必要がある。

そこで、協議会等・第三者機関・ファシリテーターを通じて、官民当事者の間で新たに合意に至った「考え方」などを、適宜、本「ガイドライン」（下記欄）に反映させていき、その後の両当事者の検討・協議などへの活用に供することとする。両当事者はその後に同じ（同様の・類似の）状況が生じた場合には、原則として、当該ガイドラインの内容に従った運用を行うこととする。

この対象となるのは、前条の a) b) に該当する事項が中心になると考えられるが、それに限定するものではない。

合意に至った考え方
(今後の合意の都度、本欄に記載する。)

【協議会等における運営の留意事項】

第10条 本事業のガバナンスの観点から、協議会等の運営に際しては、以下の諸点に十分留意する。

（１）「紛争に発展させない協議」の工夫（業績情報を活用した工夫の例）

業績情報を適切に活用することで、本件のような多様な主体が参画する事業の、協議会等における協議が紛争に発展しないようにコントロールすることが可能となる。具体的に、例えば以下のような工夫が想定できる。（以下の①～⑧は例示であり、これらに限定されない。）

① 全体像を理解し視点を修正する協議、違いを前提とする協議

まず前提として、官民のいずれの主体（機関、個人）も、ともすれば「見たいものだけ見る」「見たいように見る」傾向になりがちであることを踏まえて、客観的な業績情報により、客観的な全体像の理解を共有して、偏見や先入観を変え、（場合によっては）誤解を解いていくことが重要である。併せて、客観的な業績情報により、各主体の立場や利益（利害）がどのように異なるのか、その違いを理解して受け入れることも重要である。

② 「利益」（利害）に照らして協議

官民の参加主体の「権限」や「力関係」に基づく協議ではなく、対等な立場から、共通・個別の「利益」（利害）に基づく協議を、客観的かつ具体的に行う。「共通の利益」である「三方良し」をどう実現させるか、各主体の利益をどう実現するか、などである。その際、「利益」は、できる限り客観的な業績情報を用いて議論する。これを可能とするためにも、既述のように、参加主体の共通・個別の利益を、業績情報を用いて可能な限り客観的に表現しておくこと、すなわち適切な「指標」と「目標値」を設定しておくことが望ましい。

③ 対応できる（コントロール可能な）課題として協議

議題を参加主体の「価値観」「関係性（人間関係・組織間関係）」「外部要因」「感情」の問題として協議してしまうと、当事者がコントロールしにくく、すなわち対応策を講じにくく、解決策を見つけにくい。そうではなく、当事者間で具体的な対応策が講じられるように、上記の「利益」や、「運営の枠組み」「業績情報」などコントロール可能な問題に置き換えて協議する。

「運営の枠組み」の協議とは、例えば、業務遂行にかかる組織や諸制度、ルールなどの具体的な改善方策などを検討することである。「業績情報」の協議とは、例えば、業績情報の共有及びその方法、業績情報の不足・過多、業績情報の解釈、より適切な（若しくは分かりやすい）指標の設定、より適切な業績データの収集方法、などを具体的に検討することである。

④ 納得性を高める協議

官民当事者が、「利益」に照らして対等に客観的に協議するとしても、「手続面」（例：進め方

がフェアか)や「感情面」(例:面子がつぶれないか)での、参加主体の「納得性」も重要であることを意識しつつ協議する。一般的には、論理のみで納得性を高めることは難しい。

⑤ 具体的な「アクション」で協議

相互の解釈に相違があっても合意できなくても、客観的に業績情報を用いて、その後の具体のアクションを合意する(継続協議・棚上げ・様子見などを含めて)。その際、見解の相違の状況、合意されたアクション等を、議事録に的確に記録する。

⑥ 「優先度合い」を重視して協議

諸規定の内容や、事業全体の進捗、主体間のバランスなどに影響を及ぼさない範囲にて、「優先順位」(共通・個別)に基づいたトレード(バーター取引)を行って、利害を調整する。相手が△をすれば、自らは●をする、など。その際、業績情報を活用して、何と何をバーター取引しているのかを具体的にするとともに、議事録に的確に記録する。

⑦ 第三者の参画による協議

当事者間の協議では中々進展しない局面となった場合には、「第三者機関」や「ファシリテーター」を介して、中立的かつ専門的な立場からの助言も踏まえて協議することができる。その場合も、客観的な業績情報を用いて協議することが重要である。

⑧ 対等な立場からの協議(相互依存の関係を踏まえ)

コンセッション事業における官民各主体の行動は自己完結しておらず、相互に依存する関係にある。更に、「三方良し」の実現を目的に掲げる本事業においては、その三方良しの一角でも崩れると、それは自らの利益の崩壊に直結することとなる。それを十分に踏まえた対等な立場からの自由闊達な協議が求められる。

(2) 形骸化(ルーティン化)の回避

特に、事業調整会議や連絡会議の活動が形骸化(ルーティン化)しないように、その回避策を講じる。具体的に、単に形式的に進捗状況を確認していくのではなく、例えば、その時々課題を反映できるようにすること、新たな共通の課題・目標を見出して設定すること、などの工夫をする。

(3) 日常的なコミュニケーションの促進

更に、協議会等設置要綱で定める公式の複層的な会議体を通じた協議を超えて、日常的な多様な非公式のコミュニケーションも重要である。そのようなコミュニケーションを促進する一つの手段として、例えば、「コロケーション(場所の共有)」なども考えられる。なお、このようなコミュニケーションの記録を残すか否かは、その状況や内容に応じた的確な判断が求められるが、そこでの合意事項を公的なものとするためには、協議会等の議事録への反映、若しくは本ガ

イドラインの上記「合意欄」への記載などが必要となる。（すなわち、明文化されていない合意事項は存在させてはならない。）。

（４）「共通の文化」醸成

上記（１）～（３）のような協議と実践の着実な積み重ねは、「共有知」の形成と蓄積につながり、更に中期的には、本事業における多様な参加者間にて「共通の文化」を醸成することにもつながる。「共通の文化」醸成がなされてくると、参加主体間の解釈の相違や利害の衝突などの機会やリスクは減少していき、結果として、本事業のガバナンスの確保・強化に直結する。

【その他ガバナンス上の留意事項】

第１１条 本事業のガバナンスの維持・確保の観点から、協議会等の運営に際しては、以下の諸点に十分留意する。

（１）「説明責任」ツールの検討と実施

出資者等に加えて、特に、本施設の利用者、県民などの利害関係者に対する「説明責任」の重要性に配慮して、分かりやすく、かつ適切な方策を講じる。これは、先行事例のない劇場のコンセッションである本事業には、より一層の説明責任が求められることを踏まえてのことである。

利害関係者は多様であり、利害関係者によって確認したい情報とそのタイミングは異なることが想定される。そのため場合によっては、複数の「説明責任」体系を構築して回していくことが求められる。

（２）緊急事態や外部環境の変化への柔軟な対応

上記とは全く別の観点として、緊急事態が発生した場合には、協議会等設置要綱を踏まえつつも、事態に即して臨機応変かつ柔軟に対応することが求められる。ただし、客観情勢や官民双方の具体的な対応策などについては、（事後的であっても）必ず当該行為を所掌する会議体の議事録に記録する。

あらかじめ想定しうる緊急事態については、協議会等でその対応方法を協議の上で確定させておき、その旨を議事録に記録するとともに、その内容については別途の文書の整備（要綱等）により共有する。

また、外部環境に抜本的な変化が見られる場合には、協議会の枠組みを用いて、本事業に係る実施契約、要求水準書、任意事業協定の内容等について、柔軟に協議して反映させる。

以 上

(別添 2) 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る第三者機関設置要綱 (案)

【機関設置の趣旨】

第1条 本事業においては、官民の契約当事者のセルフモニタリング及び別途の要綱にて規定する協議会等（当事者間の公の複層的な会議体）を通じたガバナンスを基礎とするが、多岐にわたる本事業の事業範囲のガバナンスを、長期にわたる事業期間中に、確実に確保して、本事業の事業目的を実現する観点から、「第三者」により構成され、中立的かつ専門的な視点からのファシリテーションやアドバイス等を行う機関（以下「機関」という。）も併せて設立して、ガバナンスの強化を図ることとする。

【機関の目的】

第2条 この機関は、要求水準書及び実施契約にて記載されている以下の実現をその目的とする。

- (1) 愛知県芸術劇場のブランドイメージやプレゼンスの向上
- (2) 愛知芸術文化センターの利用者層の拡大、賑わいの創出
- (3) 利用者サービスの更なる向上

【機関の機能】

第3条 この機関は、本事業における官民双方の主体の活動について、主に以下の機能を果たす。

- ・ファシリテーション（官民協議の仲介役）：
共有・固有の目的実現にむけた協議促進、相互信頼の構築・回復、紛争の回避
- ・アドバイス：
事業実施方針・計画等の策定、実施及び改定等についての意見表明、アドバイス（目標の変更を含む。）

【機関の構成員】

第4条 この機関は、以下の●（注：奇数名）名（以下「構成員」という。）により構成されるものとする。

- ・
 - ・
 - ・
- 2 この機関には、構成員の互選により、座長及び座長代行を置く。
 - 3 構成員がその職を辞する必要が生じた際には、自らその後任者の候補を推薦するとともに、他の構成員全員の了承及び事業者と県の合意を得て後任者として選定し、決定する。後任者の選定にあたっては、この機関の趣旨と機能の確実な継承に十分に留

意する。

- 4 構成員の機関での活動に対しては、一定の報酬を支払う。その条件や水準は、協議会にて定める。また当該報酬は、機関の運営経費（第12条）により賄うこととし、その支払い等の事務は機関の事務局（第13条）が担当する。

【機関の適用基準】

第5条 この機関がその機能を果たす際には、本事業の事業目的の実現を最優先の基準として適用する。その原則の下で、以下の客観的な基準を適用する。

- ・「実施契約」 ・・・・「要求水準書」、「ガバナンス基本計画」、その他契約関連文書
- ・「任意事業協定」 ・・・・「要求水準書」、「ガバナンス基本計画」、その他協定関連文書

【機関の主たる活動】

第6条 この機関の主たる活動として、以下を想定する。ただし、これらに限定されることなく、目的に照らして必要かつ適切な活動を適宜実施する。

- ・ヒアリング、現地調査、内部協議、提案（対協議会）、勧告（対協議会）、など

- 2 この機関のヒアリング、現地調査、内部協議については事務局が議事録を作成する。また提案、勧告については事務局がその内容を記録する。

【機関による提案】

第7条 協議会の会長は、この機関による提案を受けたときは、速やかに協議会を招集して、それを踏まえた具体的な対応策を速やかに検討するものとする。対応策を講じた際には、協議会は、その旨及び結果を機関に報告する。

【機関による勧告】

第8条 協議会の会長は、この機関による勧告を受けたときは、速やかに協議会を招集して、それを受諾するとともに、その内容を実現する観点からの具体的な対応策を早急に講じるものとする。対応策を講じた際には、協議会は、その旨及び結果を機関に報告する。

【機関会合の成立】

第9条 この機関の会合は、構成員の三分の二以上の出席をもって成立する。ただし、その場合であっても、座長と座長代行のどちらも出席できない場合には成立しない。機関会合が成立する場合で、座長が欠席せざるを得ないときは、座長代行がその役を代行する。

【機関の意思決定】

第10条 この機関は、出席構成員全員の合意をもってその意思を決定する。構成員全員の合意が整わないときには、座長の判断により投票を行い、出席構成員の過半数により決定する。

【機関の活動の発意と起点】

第11条 この機関は、協議会の一以上の会員からの付託により、その活動を開始する。ただし、これとは関係なく、1年に1回以上、協議会等を対象としたヒアリングを実施して、事業遂行状況を把握する。その実施の時期等は機関の内部協議にて決定する。

【機関の運営経費】

第12条 機関の運営経費は、事業者と県が折半して負担する。

【機関の事務局】

第13条 機関の事務局機能は、事業者の代表企業と県が共同で務める。事務局の事務は、協議会事務局が取り扱う。

【機関活動の非公開と機関構成員の守秘義務】

- 第14条 機関の活動は非公開とする。機関の議事等を公開する必要がある場合は、機関の内部協議における合意によりそれを行う。
- 2 機関の構成員は、機関で知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。ただし、県又は事業者が公表した情報及び既に公知となっている情報については、この限りではない。

【ファシリテーター】

- 第15条 本事業にて設置する協議会等及び機関が円滑にそれぞれの機能を果たし、本事業のガバナンスを確実なものとするために、機関は、同機関の1名以上の構成員からの要請があった場合は、同機関の構成員若しくはそれ以外の適切な主体をファシリテーターとして選定する。このファシリテーターは、事業者と県の間にて客観的な立場から両者が円滑に意思疎通を図ることができるように諸調整を図るとともに、そのような活動を通じて、協議会等及び機関が円滑にその機能を果たしうるように務める。
- 2 ファシリテーターへの付託、ファシリテーターの活動及び機関への報告等については別途、協議会等設置要綱に、またファシリテーターに期待され、また想定される活動や役割については別途、協議会等運営ガイドラインにて示す。

【その他】

第16条 この要綱に定めるもののほか、機関に関して必要な事項は、協議会で審議の上で別に定める。

附則

この要綱は、●年●月●日から施行する。

別紙 6 本施設の利用調整ルール⁵

⁵ 民間事業者の提案内容を踏まえて作成する。

別紙 7 運営費用県負担額に係る支払方法

運営費用県負担額（運営事業開始準備業務、統括管理業務及び運営・維持管理業務）の内容及びそれに係る手続は、以下のとおりとする。

1 運営費用県負担額（運営事業開始準備業務）の支払時期

県は、事業者による運営事業開始準備業務にかかる支出額に対する県の費用負担について、運営事業開始準備業務の終了後に請求書を提出する。県は、事業者からの請求書を受理してから 30 日（休日を含む。）以内に、事業者に対して、当該請求に係る運営費用県負担額（運営事業開始準備業務）を支払う。

2 運営費用県負担額（統括管理業務及び運営・維持管理業務）の支払時期

県は、事業者による統括管理業務及び運営・維持管理業務にかかる支出額に対する県の費用負担について、事業者の統括管理業務及び運営・維持管理業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認した上で、事業期間にわたり、提案金額を年 4 回に分けた金額を事業者から請求を受けて、以下の手順で支払うものとする。

- ① 事業者は、県に対して、毎月業務終了後、当該月の末日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に業務報告書を提出する。
- ② 県は、業務報告書の提出を受けた後、モニタリングを行い、当該報告書の提出を受けた日から 14 日以内に、事業者にもその結果を通知する。
- ③ 事業者は、モニタリングの結果を確認の上、毎年 7 月（第 1 四半期分）、10 月（第 2 四半期分）、1 月（第 3 四半期分）及び 4 月（第 4 四半期分）又は結果通知から 10 日以内に、県に対して請求書を提出する。
- ④ 県は、事業者からの請求書を受理してから 30 日（休日を含む。）以内に、事業者に対して、当該請求に係る運営費用県負担額を支払う。

3 運営費用県負担額（運営事業開始準備業務、統括管理業務及び運営・維持管理業務）の金額及び支払スケジュール

毎回の支払の合計額は、前述の方法により計算した金額の合計に対して 1,000 円単位未満を切り捨てた金額とする。切り捨てた金額は、最終回の支払にて精算する。

詳細は次頁記載のとおりとする。

表 運営費用県負担額（運営事業開始準備業務、統括管理業務及び運営・維持管理業務）

回数	支払時期 (※1)	金額 (※2) (消費税及び地方消費税込)	回数	支払時期 (※1)	金額 (※2) (消費税及び地方消費税込)		
■運営事業開始準備業務							
1	令和8年度	円					
■統括管理業務及び運営・維持管理業務							
1	令和9年度	I	円	33	令和17年度	I	円
2		II	円	34		II	円
3		III	円	35		III	円
4		IV	円	36		IV	円
5	令和10年度	I	円	37	令和18年度	I	円
6		II	円	38		II	円
7		III	円	39		III	円
8		IV	円	40		IV	円
9	令和11年度	I	円	41	令和19年度	I	円
10		II	円	42		II	円
11		III	円	43		III	円
12		IV	円	44		IV	円
13	令和12年度	I	円	45	令和20年度	I	円
14		II	円	46		II	円
15		III	円	47		III	円
16		IV	円	48		IV	円
17	令和13年度	I	円	49	令和21年度	I	円
18		II	円	50		II	円
19		III	円	51		III	円
20		IV	円	52		IV	円
21	令和14年度	I	円	53	令和22年度	I	円
22		II	円	54		II	円
23		III	円	55		III	円
24		IV	円	56		IV	円
25	令和15年度	I	円	57	令和23年度	I	円
26		II	円	58		II	円
27		III	円	59		III	円
28		IV	円	60		IV	円
29	令和16年度	I	円				
30		II	円				
31		III	円				
32		IV	円				
			合計			円	

※1 I 第1四半期（4月～6月）分、II 第2四半期（7月～9月）分、
III 第3四半期（10月～12月）分、IV 第4四半期（1月～3月）分
※2 事業者の提案金額を記載する。

以 上

別紙 8 物価変動に基づく運営費用県負担額の改定

日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により運営・維持管理業務に係る費用が不適当となった場合における運営費用県負担額の改定については、以下の定めるところに従うものとする。

1 基本的な考え方

物価変動の判定については、特定の指標を用いることとし、年1回（毎年6月末日時点に）見直しを行うこととする。見直し時の指標と前回改定時の指標とを比較し、1,000分の15を超える変動があった場合、翌事業年度以降の運営費用県負担額の支払額を改定することとする。なお、変動の大小にかかわらず、事業者は、毎事業年度当該指標について改定の要不要を確認し、県へ書面により報告を行わなければならない。

2 事業期間の開始年度の運営費用県負担額

実施契約締結時点に公表されている以下に示す指標（直近の12か月の指標（確報値））。ただし、当該時点で当該指標の公表が停止されている場合は、当該指標の後継指標又は県が合理的に指定するその他の指標とする。また、県及び事業者は、当該指標を用いることが適切でない場合、又は他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定することができるものとする。なお、指標の改定時期は、当該事業年度の4月から5月頃を目処とし、県及び事業者が協議するものとする。以下本号及び次号において同じ。）と運営開始日の前事業年度の6月末日時点に公表されている以下の指標とを比較し、変動がある場合、事業期間の開始年度の運営費用県負担額につき、以下のとおり改定する。

計算式

$$Y = X \times \alpha \times \beta + X \times (1 - \alpha)$$

ここで

Y：改定後の各支払額（税抜）

X：実施契約に規定された各支払額

α ：改定を要する費目（人件費 or 物件費 or 役務費 or 修繕業務費 or 光熱水費）が運営費用県負担額に占める構成割合（【様式D-2-⑥】に定められる構成割合とする。）

β ：改定率 $\frac{\text{運営開始日の前事業年度の6月末日時点に公表されている直近12か月の指数}}{\text{実施契約締結時点に公表されている直近12か月の指数}}$

表 事業期間の開始年度の運営費用県負担額の改定基準

使用する指標	価格改定の算式
	運営費用県負担額の改定額
a 人件費変動指数 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の賃金指数（年度）（事業規模 5 人以上、調査産業計、現金給与総額）	a 人件費的な費用 実施契約締結時の人件費的な費用×人件費変動指数の変動幅
b 物件費変動指数 日本銀行「物価指数月報」の企業物価指数	b 物件費的な費用 実施契約締結時の物件費的な費用×物件費変動指数の変動幅
c 役務費変動指数 日本銀行「物価指数月報」の企業向けサービス価格指数	c 役務費的な費用 実施契約締結時の役務費的な費用×役務費変動指数
d 修繕業務費変動指数 建設工事費デフレーター（2015 年度基準）建築補修	d 修繕業務費的な費用 実施契約締結時の修繕業務費的な費用×修繕業務費変動指数
e 光熱水費変動指数 消費者物価指数（名古屋市光熱・水道）	e 光熱水費的な費用 実施契約締結時の光熱水費的な費用×光熱水費変動指数の変動幅

3 事業期間の開始年度の翌事業年度以降の運営費用県負担額

当該事業年度の前事業年度の 6 月末日時点に公表されている以下に示す指標と前回改定時の指標とを比較し、変動がある場合、運営費用県負担額につき、以下のとおり改定する。なお、事業期間の開始年度の運営費用県負担額が改定されなかった場合には、その後、運営費用県負担額が改定されるまで、以下の計算式において、「前回改定時の指標」を「実施契約締結時点に公表されている指標」と、「前回改定後の各支払額」を「実施契約に規定された各支払額」と、以下の表において「前回改定時の」を「実施契約締結時の」と読み替えることとする。

計算式

$$Y = X \times \alpha \times \beta + X \times (1 - \alpha)$$

ここで

Y：改定後の各支払額（税抜）

X：前回改定後の各支払額

α ：改定を要する費目（人件費 or 物件費 or 役務費 or 修繕業務費 or 光熱水費）が運営費用
県負担額に占める構成割合（【様式D-2-⑥】に定められる構成割合とする。）

β ：改定率 $\frac{\text{当該事業年度の前事業年度の6月末日時点に公表されている直近12か月の指数}}{\text{前回改定時の指標}}$

表 事業期間の開始年度の翌事業年度以降の運営費用県負担額の改定基準

使用する指標	価格改定の算式
	運営費用県負担額の改定額
a 人件費変動指数 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の賃金 指数（年度）（事業規模5人以上、調査 産業計、現金給与総額）	a 人件費的な費用 前回改定時の人件費的な費用×人件費変 動指数の変動幅
b 物件費変動指数 日本銀行「物価指数月報」の企業物価指 数	b 物件費的な費用 前回改定時の物件費的な費用×物件費変 動指数の変動幅
c 役務費変動指数 日本銀行「物価指数月報」の企業向け サービス価格指数	c 役務費的な費用 前回改定時の役務費的な費用×役務費変 動指数
d 修繕業務費変動指数 建設工事費デフレーター（2015 年度基 準）建築補修	d 修繕業務費的な費用 前回改定時の修繕業務費的な費用×修繕 業務費変動指数
e 光熱水費変動指数 消費者物価指数（名古屋市光熱・水道）	e 光熱水費的な費用 前回改定時の光熱水費的な費用×光熱水 費変動指数の変動幅

4 その他

変動指数の変動幅に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

改定額の計算は、消費税及び地方消費税を含まない。

改定額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

消費税及び地方消費税額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

以 上

別紙 9 運営権対価の支払方法¹

¹ 運営権対価に関する規定の要否・内容は事業者の提案を踏まえて調整する。

本文書は、優先交渉権者の選定後に、当該主体による提案を踏まえた案を再度提示する。
その案を県と事業者で協議して、成案を得る。

別紙 10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則

1. 基本的事項

- ・ 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務において、「オープンブック方式」及び「コストプラスフィー方式」を導入し透明性、公明性を確保することとする。
- ・ オープンブック方式及びコストプラスフィー方式の導入により、①対象業務を統括する事業者（以下、「施設維持管理統括企業」という。）、個別専門業者の各者間での配分額が明らかにされること、②個別専門業者の領収書等が添付され実際の支払代金等が定期的に明らかになること、③施設維持管理に関するマネジメントフィーやその根拠が明らかになること、④第三者による監査、及び県への監査結果の報告により、その目的を達成することとする。
- ・ 本実施細則に定めのない事項については、県及び事業者が協議して定めるものとする。

2. 業務費用の情報開示

- ・ 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務に関する費用は、事業者において、要求水準書及び添付資料等に基づき積算する。
- ・ 施設維持管理費等原価（以下、「業務原価」という。）に対する施設維持管理統括企業のマネジメントフィーの配分率等の設定については事業者の提案に基づき、県と合意するものとする。
- ・ 事業者は、施設維持管理統括企業に対して、契約及び支払いに関する透明性を確保するために、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の業務原価に関する情報の開示を指示するものとする。（ただし、開示する情報については、「5. 情報開示の取扱い」による場合を除く）。
- ・ 県が事業者に対して、開示を指示するマネジメントフィー及び業務原価に関する情報の内容は表1のとおりとする。

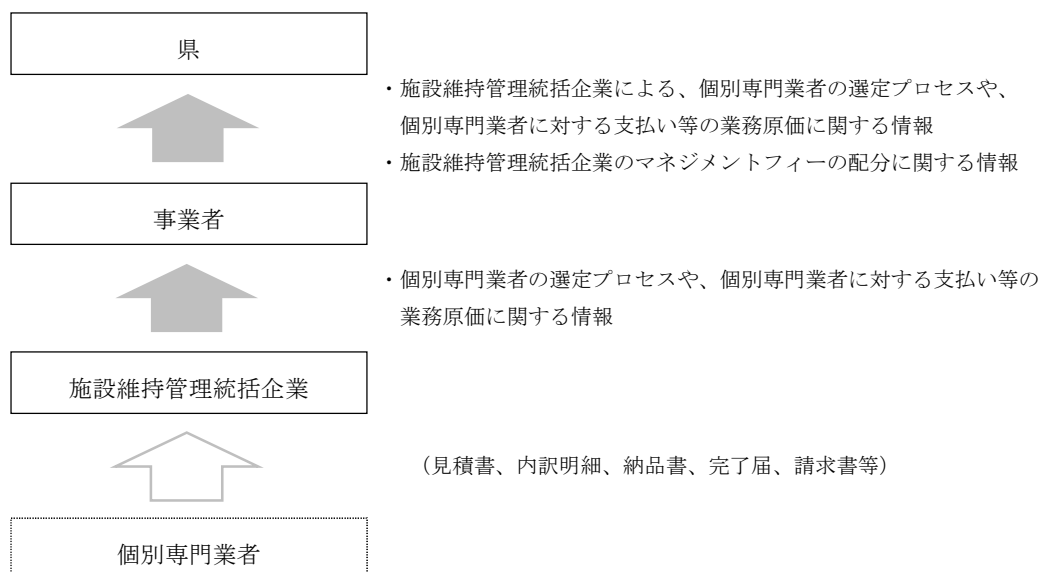


表1 事業者が県に開示する業務原価等に関する情報の内容

区分		情報の内容
業務原価	個別専門業者	【契約】 ・見積書、契約書等における契約額及び内訳明細 ※見積書等の根拠資料を添付すること 【業務実績】 ・発注・購入したサービス等の明細 【支払】 ・納品書、完了届、請求書 ※契約額の範囲内の支払いであるもの ・支払い確認
	現場配置担当者の人件費等	【支払】 ・月例給与、社会保険料、賞与、退職金引当金等を含めた人件費 ※勤務実績、単価（非常勤の場合のみ）等の上記の証拠書類を添付すること ※支払い額は事業費内訳明細書と対比が可能であり、計上数量及び単価が合致しているもの ※愛知芸術文化センター全体の維持管理業務以外の業務との兼務の場合には、兼務する業務と合わせた勤務実績や工数配分、人件費単価等の客観的な根拠データを示すこと
	現場担当者の人件費以外の経費	【支払】 ・請求書、納品書、支払伝票 ※見積書、契約書及びこれらの内訳等の証拠書類を添付すること
マネジメントフィー		・マネジメントフィーは、以下に掲げる項目を積み上げたものとし、業務原価に対する比率を設定し算出する。 ・取締役及び監査役に対する報酬 ・従業員に対する給料、諸手当、賞与、退職金、保険料等 ・各種間接経費 ・各種公租公課 ・支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用 ・株主配当金、役員賞与金及び内部留保金 ・マネジメントに対する技術者報酬 等

（県への報告）

- ・ 事業者は、業務原価の報告について、算出根拠及び証拠書類を県に提出すること。
- ・ 県は、事業者の報告内容に疑義がある場合、事業者に対して詳細な資料の提出を求めることができる。

3. オープンブックの実施体制

県及び事業者は、本事業の円滑な進捗に資するよう、表2に示すような役割を明確にしたオープンブックに関する実施体制の整備を図るものとする。

表2 オープンブックの実施にあたっての役割分担（案）

県の役割	(1) 事業者から県に提出される監査報告等の書類の確認
事業者	(1) 県に対する報告、決裁等についての規則の整備 (2) 施設維持管理統括企業から事業者へ提出する書面に関する様式等の整備 (3) 施設維持管理統括企業から事業者へ提出される業務原価に関する算出根拠や証拠書類の確認、第三者による監査の実施 (4) 専門業者の選定プロセス及び専門業者に対する支払いの妥当性の確認
施設維持管理統括企業	(1) 証拠書類の分類、管理及び保管 (2) 契約・支払い進捗状況調書の作成及び進捗管理 (3) 実行予算の管理、前払金等を含めた受け入れ額の管理 (4) 業務原価の増額等が懸念される場合に、事業費の低減方策等に関する事項

4. オープンブックの実施プロセス

（進捗管理の方法）

- ・ 契約・支払進捗状況調査の進捗管理は、以下に定める方法によるものとする。
 - (1) 契約ベースの進捗管理は、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務における事業費を指標として、業務原価に関する契約の締結状況を常に把握することによって行うものとする。
 - (2) 支払いベースの進捗管理は、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の範囲内で事業者が作成した実施計画を指標として、支払い状況等を常に把握することによって行うものとする。

（原価管理会議）

- ・ 事業者の責任者（本事業の統括管理責任者を想定）、及び施設維持管理統括企業の責任者（愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の個別業務責任者を想定）が出席する原価管理会議を四半期ごとに開催し、業務原価の管理に必要な次の各号に掲げる事項の確認等を行うものとする。
 - (1) 表2に規定する役割に基づく実施状況
 - (2) 業務原価に関する予定された金額の範囲内での執行の見通し等
 - (3) 事業費の低減方策等に関する取り組み方針
 - (4) 業務上、疑義が生じた内容についての取扱い方針
- ・ 県もオブザーバーとして出席することができる。

（個別専門業者等への支払い）

- ・ 施設維持管理統括企業が行う個別専門業者等への支払いにあたっては、表3の各号に定める事務を

行うものとする。

表 3 個別専門業者等への支払い事務（例示）

- | |
|---|
| <p>1. 個別専門業者への支払い</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 毎月末に出来高を確認(2) 翌月〇〇日締め切りで請求書を受け付け(3) 同月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）、全額現金にて支払い(4) 上記（3）の後、支払手続完了の証拠書類の保管 <p>2. 現場経費等</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 毎月末に出来高を確認(2) 翌月〇〇日締め切りで請求書を受け付け(3) 同月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）、全額現金にて支払い(4) 上記（3）の後、振込元銀行にて支払手続完了の証明印押下 <p>3. 人件費等の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 社員については、当月分を当月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）に銀行振込みにより支払い（残業手当については翌月精算）(2) 派遣社員、個別契約社員等については、各々の契約に従い支払い <p>4. 前各号により発行される証拠書類を翌月末日までに帳簿に取りまとめ、統括管理責任者（事業者）にその写しを提出する。</p> |
|---|

（業務原価への算入確認）

- ・ 事業者は、施設維持管理統括企業より表 3 に示す個別専門業者等への支払いの証拠書類が提出された場合、速やかに業務原価に算入できる項目に合致しているかどうか審査し、審査の結果、必要に応じて、施設維持管理統括企業に対して是正を求めることとする。
- ・ 事業者は、前項の審査の結果、業務原価への算入を認めないことができる。また、必要な場合、施設維持管理統括企業に対して是正を求めることができる。

（実施要領書）

- ・ 事業者は、オープンプックの実施手順等を示した実施要領書（以下「要領書」という。）を作成し、県の承諾を受けるとともに、要領書に基づき適正にオープンプックに伴う会計処理及びオープンプックに係る手続きを適正に実施するものとする。
- ・ やむを得ない事情により、要領書に修正を加える必要が生じた場合は、事業者と施設維持管理統括企業が協議のうえ、書面の改訂処理を行うことができるものとする。

(第三者による監査の実施)

- ・ 事業者は、各年度の終了後、速やかに第三者による監査を実施する。
- ・ 第三者による監査は、①原価の妥当性に関する監査、②専門業者の選定プロセスに関する監査、③専門業者に対する支払いに関する監査とする。
- ・ このうち、①原価の妥当性に関する監査については、業務原価と、県と事業者間において当初合意した収支計画における費用見込、他類似施設の費用単価との比較等を実施し、原価の妥当性を確認するものとする。
- ・ ②個別専門業者の選定プロセスに関する監査については、個別専門業者の選定が適切に行われていることを監査するものとする。
- ・ ③支払いに関する監査については、表3等に基づき、個別専門業者等に対する支払いが適切に行われていることを監査するものとする。

5. 情報開示の取扱い

- ・ オープンブックの実施に伴う情報については、第三者すべてに開示するものと事業者、県にのみ開示し、第三者に対しては非開示とするものとに区分するものとし、その詳細は表5のとおりとする。ただし、非開示とする情報の取扱いについては、表4に定めるとおりとする。
- ・ 第三者すべてに開示する情報の取り扱いは、事業者が作成し県により予め承諾された第三者開示情報取扱い要領に従い、県の業務原価への算入確認の審査を経た後に、速やかに公表するものとする。

表4 非開示情報の取扱い

1. 第三者に対して非開示とする情報のうち、国等の検査に基づき、事業者から県に対して提示する情報については、国等の検査に基づくものの他は県以外の第三者に対して非開示情報として取り扱うことを条件にするものとする。
2. 第三者全てに開示する情報について、事業者が県に開示しがたい項目が含まれている場合、証拠書類提出の際、事業者は当該証拠書類に非開示を明記のうえ県の了解を得て、その部分を非開示とすることができる。

表5 開示情報の区分

第三者すべてに対して開示するもの	第三者に対して非開示とするもの
5に掲げる項目のうち、第三者に対して非開示とする以外のもの	・ 個別専門業者への支払金額の構成単価 ・ 配置担当者及び個別専門業者所属員の個人情報 ・ 事業者の構成員において社外秘とするもの ・ 第三者に対して開示することにより、事業者が不利益を被るもの

6. コストプラスフィー方式について

- ・ 毎年度の収支計画においては、業務原価見込額に対して、事前に県と事業者の間に合意したマネジメントフィーの率を乗じてマネジメントフィーを設定する。
- ・ 当該年度終了後に、監査の結果、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務に係る要求水準を満たし、かつ業務原価の妥当性や専門事業者の選定プロセス、支払等に問題がないと認められた場合には、当初の業務原価見込額に対する経費削減相当額については、インセンティブとして維持管理統括企業と事業者で配分することができる。
- ・ 一方、監査の結果、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務に係る要求水準を満たし、かつ業務原価の妥当性や専門事業者の選定プロセス、支払等に問題がないと認められた場合においても、当初の業務原価見込額を超過した場合は、超過相当額分については、原則としてマネジメントフィーから減額する。

7. その他

- ・ オープンブックの実施等に関する事業者の費用は、統括マネジメント業務費に含むものとする。